

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	森 治 久	2番	堀 武
3番	くまがいさちこ	4番	西 岡 一 成
5番	若 園 正 博	6番	庄 田 昭 人
7番	広 瀬 武 雄	8番	松 野 藤 四 郎
9番	広 瀬 捨 男	10番	古 川 貴 敏
11番	河 村 孝 弘	12番	清 水 治
13番	若 井 千 尋	14番	若 園 五 朗
16番	小 川 勝 範	17番	星 川 睦 枝
18番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

15番 広 瀬 時 男

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	教 育 長	横 山 博 信
企 画 部 長	森 和 之	総 務 部 長	早 瀬 俊 一
市 民 部 長	伊 藤 弘 美	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	田 宮 康 弘
福 祉 部 長	広 瀬 充 利	都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和
調 整 監	渡 辺 勇 人	環 境 水 道 部 長	梶 浦 要
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 長	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	大 岩 清 孝	書	記	今 木 浩 靖
書	記	島 田 将 志		

開議の宣告

○議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

会議を始める前に、本日、傍聴者の方、大変早朝から御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。また、平素、瑞穂市議会並びに行政に対しても大変御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（小川勝範君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がございますので、順次発言を許します。

5番 若園正博君の発言を許します。

若園君。

○5番（若園正博君） おはようございます。

議席番号5番、新生クラブ所属、若園正博でございます。

ただいま小川議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

傍聴者の皆様には早朝よりお越しいただきまして、まことにありがとうございます。私はこのたびの市議会議員補欠選挙にて市政に出させていただきます。市民の皆様のために働かせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

選挙中、回らせていただき、市民の皆様からいろいろな声を聞くことができました。公園の公衆トイレの洋式トイレの増設、みずほバスの七崎地内の迂回ルートの再開などをお伺いいたしました。また、（仮称）大月グラウンドの、今後どのようになるのかなど、皆様にきちんと説明できるよう議員活動を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

今回質問させていただきたいのは、義務教育終了後の若者の支援についてと、巢南中学校PTAをさせていただいておりました折に一部通学路の安全性について気になったことを質問させていただきます。

それでは、これより質問席にて質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。初めの質問をいたします。

義務教育を終え、進学も途中で諦め、行くことができなくなり、ひきこもりとなる子供、また反社会的行動にて就労もできなく、ただ家におる我が子供、家庭内の環境やしつけ、教育が原因となり、親子の間でのコミュニケーションがとれなくなり、また引っ越しなどによる環境の変化に戸惑ってしまったり、人間関係のトラブルなどさまざまでございます。

子供が引きこもってしまったら、家庭は、どうしてそうなったんだろうかわからず、長い間、悩んできたと思います。本人は自分ではどうすることもできないもどかしさ、そしていらいらなどが募り、家族に当たってしまうこともあります。また、つらさに耐え切れず暴力を振るってしまうこともあるかもしれません。社会情勢の変化に、子供、若者や保護者、教職員が抱える悩みや不安は複雑多様化しております。このような現状を瑞穂市ではどのように把握しておられますか、次のことをお伺いさせていただきます。

瑞穂市におきまして、このような親からの相談はございますでしょうか。また、あれば何件ぐらいあるのでしょうか。原因など、把握できている範囲で結構でございますが、お教え願えますでしょうか。そして現状をどのような対応で対処されておられるか、状況をお伺いしたいと思います。こういった支障のない範囲で結構でございますので、お教え願えますでしょうか。

○議長（小川勝範君） 福祉部長 広瀬充利君。

○福祉部長（広瀬充利君） おはようございます。

ただいまの若園議員の御質問にお答えいたします。

ひきこもりと就労支援相談という件でございますが、現在、福祉生活課においては、児童に関する相談及び精神障害者等の相談を受けておりますが、この3年間で二十未満のひきこもりを含む相談は1件でございます。昨年はゼロ件となっております。また、社会福祉協議会で行っております心配事相談においても、昨年度はゼロ件、ただし、不登校については1件ということございました。先ほどお話ししましたこの1件については、病院へのつなぎをしております。

ほかに相談先としましては、18歳未満の児童については岐阜中央子ども相談センター、そして青少年においては岐阜県青少年SOSセンター、また全般としましては、岐阜の保健所や、あるいは岐阜県精神保健福祉センターがございます。また、小・中・高校等の不登校については岐阜県総合教育センターにおいて相談を受けておりますが、保護者等の希望がない限り、市へは連絡がないのが現状でございます。

また、就労支援につきましては、生活困窮者の相談は、この平成27年4月より社会福祉協議会の福祉総合相談センターにおいて相談を受け付けております。また、児童扶養手当の受給者等の就労相談を、福祉生活課の就労支援員でございますが、受けておまして、平成24年度に就労支援員を設けてから、二十未満の相談はゼロ件となっております。

ほかに相談先としましては、岐阜県人材チャレンジセンター、いわゆるジンチャレ、また岐阜県若者サポートステーション、ハローワーク及び各障害者の相談事業所がございます。瑞穂市の相談集計はしていないと聞いております。

また、現在、岐阜中央子どもセンター、または岐阜保健所、岐阜県精神保健福祉センターにおいて、市と連携が必要と思われるケースについては報告をもらい、連携することとなっております。

ります。また、各障害者の相談事業所における相談は、就労移行支援、また就労継続支援等サービスにつながるケースもございます。現在は6名がつながっております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園君。

○5番（若園正博君） ただいまのお答えで現状把握はできました。

次に、義務教育まで巣南地区内におきましてそれぞれの支援センターで見守っていただいております。そうした瑞穂市教育支援センターの現在の運用、状況についてお伺いさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 瑞穂市教育支援センターの運用状況ということですが、教育支援センターでは、不登校並びに不登校傾向にある児童・生徒の学校への復帰を目的に、適応教室、通称アジサイスクールにおける子供たちへの支援、それから学校訪問を教育相談員が各校を回っております。該当の子供や学級担任への支援、3つ目には、不登校で悩む保護者への支援ということで、ハナミズキの会というのを催しております。また、電話、来室による相談などの業務を行っております。

今年度の相談については、5月現在まで電話相談は25件、来所相談は39件となっております。ほとんどが不登校に関する相談です。このような相談を受けたときには、直接相談相手との面談を実施し、状況把握や支援を行ったり、該当の学校の職員を加えた一人一人の子供のケース会議を行ったりして、学校との連携を図りながら子供の実情に応じた支援のあり方を考え、相談者の悩みの解消について努めております。

適応教室事業については、今年度5名の子供たちがアジサイスクールに入室しております。学校にいられる時間は一人一人異なっておりますが、この子供たち全員が学校に通える状況でございます。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園君。

○5番（若園正博君） ただいま義務教育の支援のあり方、また義務教育終了後の支援のあり方についてお伺いさせていただきました。

私がこれよりお伺いさせていただきたいのは、現在、岐阜市にて、平成26年4月より岐阜市子ども・若者総合支援センターが開設されました。昨年3月の議会におきましても、棚橋新市長が市議の時代に質問された内容でございますので、その内容につきましてはこの中では省略させていただきます。

子供や若者が抱える問題の解決に向けて、総合的な支援システムを図る、そんなようなシステムが必要ではないかと思っております。子供の発達障害、虐待、不登校、ひきこもり、いじめ、そ

して重要な就労などの問題でございます。子育てに不安を抱く保護者の相談にも応じる継続的な支援も必要ではないでしょうか。

現在、岐阜市で、日常生活、また社会生活を営む上でさまざまに応じ、福祉、教育、その他の関連分野において、見地を総合的にした支援を行っておるというふうに向っております。もって、子供、若者の福祉の向上、健全なる育成及び社会的自立を図るために、子ども・若者総合支援センターが活用されておるわけでございます。100人余りの子供が自立に向け、就労に向け、そこに通って努力をしておられるというお話でございました。

現在、進学をしてもまた人間関係で引きこもったり、環境にそぐわず、新たに学校に行けなくなる子供もおります。確かに中学校卒業後、学校を訪ねて悩みを持っている子供などの話を聞くということも先生方からお伺いしております。支援に強化してみえる団体の方もお伺いいたしました。誰もが相談できなく、家にいる子は今1人把握しておられます。そして大垣の支援施設に通うという子のことも把握して、見ておられます。こうした子供・若者を支援できる組織、瑞穂市においては急務と考えております。

岐阜市の施設の活用の検討もありましたが、こうして支援を手助けしていただいております方からお伺いしたのは、「いや、瑞穂市だけでも大丈夫、できますよ」と、私たちに本当に力強い言葉をいただきました。その中で福祉部と教育委員会の間で、子供・若者に支援、相談に乗り、その他問題を抱えている親様のさまざまなる相談に乗れるようなシステムは必要ではないでしょうか。支援を受けられる方もいろいろな方法での支援を望んでおられます。もちろん黙秘、守秘義務は厳守でございます。

市内でスポーツやレクリエーションで活動しておられる団体、そしてクラブの方々の力をかけながら、いろんな方法で支援協力をしていくことが必要かと思っております。そして信頼し、この子たちと心を打ち明けて活動していく中で、就労に向けてともに支援していくシステム、そうしたことを構築していくことが大切かと思っております。

また、支援をされている団体の方からこんなこともお伺いしました。窓口がどうしても離れている。1つにしていいただければ、連携をとり、ともにネットワークが広げられるんじゃないかというような声もお伺いしました。支援部門の今後の強化について、お考えをお持ちであればお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 今、義務教育を終えて各家庭で人生について悩んでいる子供たちのために、何とか瑞穂市として手を差し伸べられないかというありがたい質問をいただきました。ありがとうございます。

岐阜市の子ども・若者総合支援センターについてお勉強され、そして内容も紹介していただきました。岐阜市の子ども・若者総合支援センターにつきましては、岐阜市の中心地の過疎化

というドーナツ化現象の中で、校舎が統合されていてあいた学校を活用する中で、現在、裁判所、岐阜中署のすぐ西側のあたりですが、そこに総合支援センターというものが、今、紹介していただきましたようにできております。

これは設立の当時から関心がありまして、私も2回ほどお邪魔して勉強させていただいたところでございますが、岐阜市の支援センターの支援のあり方というものは、議員さんはもう勉強されてわかってみえると思いますが、実際、職員は100名を超えます。100名を超える職員が子供たちの相談ができる体制を整えております。それは、岐阜市の福祉部と教育委員会のそれぞれのメンバーを集めながら職員を確保し、さらに必要に応じて弁護士とも契約をしておりますし、それからお医者さんもおります。看護師もおります。それから臨床心理士、いろいろな相談員、指導員等を含めて百数十名の規模で受け入れ体制が整えられているところでございます。

また、私は、岐阜市のそこに瑞穂市のお子様はお伺いしているんでしょうかというふうにお聞きしましたら、私は行っているかなあというふうに考えていたところですが、答えはゼロと。そのゼロというのは、岐阜市の施設だから、他地域から相談をしたいという話があっても受け入れられないということで、岐阜市の施設ということで、岐阜市はそういった子供さんが大変多うございますので、そこで手いっぱいになっているということでございました。

そうやって岐阜市の話をしてもらえませんが、瑞穂市といたしましては、岐阜市さんの施設を有効に活用できるような協定を結ぶなり、そういった広域的な考え方も今後協議すべき内容の一つとしてあると思います。また、今議員が指摘されるように、現在の福祉部と教育委員会が協力をして、義務教育終了後の子供たちの支援体制の窓口をよくわかるようにしながら、支援の組織をつくっていくということも考えていくべき内容だと思っております。

現在、確かに教育委員会と福祉部は、巣南地区と穂積地区ということで分かれておりますが、その都度にきめ細かな連携をし、ケース会等もしながら、岐阜の中央こどもセンターとも連携をしながらやっておるわけですけれども、これからの瑞穂市における義務教育終了後も含めた二十までの子供たちの……。

〔発言する者あり〕

○議長（小川勝範君） 静粛に願います。

〔発言する者あり〕

○議長（小川勝範君） 堀君、静粛にしてください。

教育長、答弁しなさい。

○教育長（横山博信君） 私は今、若園議員の質問に答えております。

そういうようなことで、これからどういう形を瑞穂市としてつくっていくべきかというのは、棚橋市長と十分に相談しながら進めていく必要があろうかと思っております。以上です。

[5 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園君。

○5 番（若園正博君） 岐阜市との連携、広域的なる支援の方法、いろいろな方法がございます。先ほどもこうして支援をしていただけておる方々からも、瑞穂市だけでも何とかやっていける。こうした支援を今やれる。これはまだ時間のかかることでございますので、これからじっくり御配慮、御検討いただくことかと思っておりますが、今支援していただいております団体の皆さん、実際にお見えでございます。別に部を一緒にするわけではなく、そうした総合的な相談に乗れる、支援のできるような組織組みもお考えの中の一つにさせていただきたいなあと考えております。

最後、質問ではございませんが、市長の御意見をお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 皆様、おはようございます。

ただいま若園正博議員からこども青年未来部、私はこれ、何年か前から提唱させていただいているんですが、こちらに対しまして、新しく議員になられました立場から、いろいろちょっとフォローというか、また新しい意見を入れていただきまして、ありがたいと思っております。

実は、私がなぜこういったものをつくりたいかと思いましたが、今から数年前でございますが、よさこいソーランが各地で活動なさるようになりました。それでその中の方が一生懸命踊っている。何もかも忘れて一生懸命。そのときの彼らの目を見たんです。すばらしい目をしておられます。その中で、私はそのリーダーの方に聞きました。みんないいね、運動神経があつていいねと言って僕が聞きましたら、実は何年か前まではいろいろ心の傷を持っていた人もいますよと。でも、その人たちが一つの目標と年齢がさまざま、よさこいソーランは。その中によってみんな変わってきたんですよ。表へ出られるようになったんですよと、そういう説明がありました。まさにこれなんです、今。

今まではどうしても横のつながりは横ばかり、縦のつながりは縦ばかり。ところがよさこいソーランのチームを見てください。一番上の方は60歳、本当にそんな方までおられます。若い子たちは本当に小学生の子供さんがいます。小学3年生、4年生、いっぱいいます。その方たちが一つの社会を形成して、みんなでチームワークを持って、それで手を引っ張っているんです。そして人生の相談といったことも乗ってあげている。一つの、本当に私はこれこそこども青年未来部の姿かなあと思いました。

ただ、それだけではなしに、やはりもう少し教育的見地、それから就労、そういったさまざまなことまで踏まえた組織をつくりたいと思ひまして、そのようなときに調べてみましたら、愛知県では既に何か所かで検討しておられました。そして岐阜市につきましては、昨年やられたはずですよ。

ただ、瑞穂市の場合は、これも昨日のコンパクトシティと同じになりますが、それぞれの

市町の状況がございますので、それぞれケース・バイ・ケース。瑞穂の場合は、どうしても今現在は、教育委員会は巢南庁舎、そして福祉部、社会福祉協議会、そして地域包括支援センター、こういったものは穂積の庁舎、なおかつ市民部は穂積の庁舎でございます。ですから、何とか意見だけでも一つの屋根の下で話し合えないかなあと思うような組織をつくりたいと思っておりますし、最終的には、皆さんの心の悩み、それと同時に元気よく飛び立っていただける、そんな組織をつくりたいんです、こども青年未来部。

だから、うんと子供さんだけでなしに青年の方々、まさによさこいソーランで喜んで一生懸命踊っている。そしてあのすばらしい目、あれを瑞穂のこの中に取り入れるものは何かないか。そして多くの子供たち、また多くの青年たちが心を開けてもらいたい、その気持ちでございます。そんなふうに私は理解しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

〔5 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園君。

○5 番（若園正博君） ありがとうございます。

まだいろいろな主張がございましょうが、もう行っておることでございますので、福祉部におかれましても、教育委員会におかれましても、ぜひともこういった支援団体についてお力添え賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、橋の耐震補強についてお伺いさせていただきます。

以前から、私の近所にあります岐阜・巢南・大野線の根尾川にかかる下座倉橋におきまして大がかりな工事が行われました。お伺いしましたら、補強工事と言われました。以前よりも重厚な、そして頑丈な感じを受けました。

私は以前、巢南中学校 P T A をしておりました。そのとき以来、巢南中学校の周辺は、現在も瑞穂市巢南庁舎、そして図書館、ぎふ農協、郵便局、巢南公民館、その地域を Y の字のように長護寺川、犀川の合流点となっておる場所にあります。もちろん災害時には巢南中学校も避難所として活用されるわけでございます。

そうした避難所周辺にかかる橋の安全確保につきまして、現在、瑞穂市における耐震補強の必要な橋はどのくらいあるのでしょうか。また、計画しておられる場所はこういったところにありますか、お伺いさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 都市整備部長 鹿野政和君。

○都市整備部長（鹿野政和君） 若園議員の御質問にお答えします。

現在、市内の橋梁は 2 メーター以上のもので 599 橋ございます。その中で耐震補強の対象となる 15 メーター以上の橋梁は 35、従来まで 34 と言っていたんですけど、県道からの払い下げがあったということで 1 橋ふえまして 35 橋になります。これらにつきましては、全て耐震補強の

対策済みであります。

しかし、近年、老朽化する橋梁につきましては、通行の安全の確保や崩落事故等の危険性を低減するとともに、将来に向けての維持管理経費を縮減させるために定期点検を実施し、予防保全的な補修を行うことにより橋梁の長寿命化を図っております。本年度は犀川にかかります巢南橋と十八条橋の長寿命化の工事を行いたいと思っております。

少しそれぞれの橋につきましての内容を御説明申し上げますと、巢南橋は、橋の長さが48メートル、幅員が4メートルで、上部工はRC単純T桁橋でありまして、これの伸縮装置、それから断面の欠損部、ひび割れ等の補修や側面部の舗装の打ちかえ及び排水管の改修を行います。また、下部工は重力式及びパイルベント式橋とパイルベント式橋脚から構成されておりまして、これらにつきましても、支承の塗装だとか断面欠損部、ひび割れ等の補修を行います。

もう1つの十八条橋は、橋の長さが34メートル、幅員が4メートルでございます。上部工はRC単純床板橋でありまして、これも同様に伸縮装置、断面の欠損部、それからひび割れ等の補修を行うとともに防護柵の塗装をし、橋面部の舗装打ちかえ及び排水管の改修を行います。また、下部工の橋台形式は不明であり、橋脚はラーメン形式となっております、これも伸縮装置、断面欠損部の補修や、ゲートがついておりますので、ゲートの塗装等の補修を行いたいというふうに考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園君。

○5番（若園正博君） 橋の補強についてお伺いしたわけですが、今、その中で十八条橋のことも出てまいりましたが、引き続き私のお伺いしたいところで、瑞穂市内におきましての通学路内の橋のことでございますが、歩道と車道との区別が必要なところは幾つもございます。先ほども補強に入られます十八条も御多分に漏れず、そうした通学路、中学校の近くでございますので、歩道と車道との分離も必要ではないだろうかというふうに認識しております。

それでは、先ほども申しましたように、橋というところは車が集中する場所でございます。そして、その中で通学路におきましての安全確保も必要な事項になるかと思えます。その橋をかけたところ、歩行者に安全な橋、いわゆる歩行者専用の橋の設置という状況についてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今年度の2橋の長寿命化をやるうちの1つの十八条橋ということの御質問だったと思えます。

ここは巢南中学校の東側の犀川にかかる橋となっております。ここに生徒が安全に通れるような歩道が必要ではないかということの御質問でしたが、当然のことながら歩道の設置ができればいいとは考えておりますが、実はこの橋への道路の取りつけという動線を見ますと、拡幅

としましては北側が適切というふうに考えております。そうしますと、北側に設置した歩道から橋へ渡る動線からしますと、橋には、議員も御存じのとおり用水堰がございます。そこに操作台も橋の上に設置されておりますので、非常に施工は困難かなというふうで今のところ考えておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願ひいたします。

[5番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園君。

○5番（若園正博君） わかりました。

私、本当に今回はいろいろな通学路関係とか道路の状況など、子供たちが本当に使うところの道路ということで御質問させていただくわけですが、また1つ、実は岐阜・巣南・大野線、旧道のほうでございますが、田之上地区の交差点からみずほバス、唐栗口周辺の道路の舗装についてお尋ねしたいわけですが、本道路の車道舗装は、本当にわだちや段差が多い道路でございます、雨降りのときなどは車道の路面の水たまりが車の通行のたびに歩道のほうに水をかけるということもございます。また、歩道のほうは段差ができて非常に歩きにくい状態にもなっております。その中で、車が通行するところの車道の平坦性に欠けておりますし、また歩道につきましては、用水路の側溝と実際の歩道の道路との段差に悩まされております。乳母車を引かれた高齢者の方、また児童・生徒などの交通弱者が本当に安全に通行できる、そんなような空間が必要でないかと思っております。現在、このような道路状況につきまして、市はどのようにお考えか、お尋ねさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 調整監 渡辺勇人君。

○調整監（渡辺勇人君） それでは、主要地方道岐阜・巣南・大野線の補修についてお答えします。

議員御指摘のとおり、当箇所は車道及び歩道の舗装補修が必要であると考えております。そこで、今月11日に市から県事業への要望箇所の1つとして、岐阜・巣南・大野線と田之上・屋井線の交差点から西へ約800メートルの舗装補修の要望を行いました。

要望先となります地元選出の県議会議員並びに事業を所管します岐阜土木事務所の所長、副所長、各課長に出席をいただきまして、現地視察も行いました。市からも、市長、市議会の議長、副議長並びに産業建設委員会の委員長にも出席をいただきました。

要望の中では、市の熱意が伝わり、また県議会議員からの助言もあり、県のほうからは、今年度必要な箇所については予算の範囲内で舗装補修工事を行うというふうに聞いております。今後も道路の安全確保について県に働きかけてまいります。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園君。

○5番（若園正博君） もう御検討いただいておりますということで感謝申し上げます。

同じ質問にはなりますが、それでは単南地区内の安全な通学路の確保について、今後どのように改善、改修をされていけますか、お伺いさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 通学路の安全確保についてお答えをします。

基本的には、通学路の安全を確保するためには、各小学校のPTAからの要望を受けまして、可能な範囲で対策を行っております。

昨年度、小学校のPTA、国・県の道路管理者、さらに地元警察署などの関係機関によりまして、瑞穂市通学路安全推進会議を開催しまして、瑞穂市通学路交通安全プログラムを作成しました。内容としましては、瑞穂市内の各小学校の通学路の安全を確保するために必要な対策を示したものでございます。

現在、この交通安全プログラムを基本に対策を進めております。今後状況を見ながら、対策の追加についても検討をしていきたいと考えております。

また、週に1度、市道のパトロールを行っておりますので、その際には、通学路の状況をよく把握して、必要に応じて補修を行うなどの適切な維持管理にも努めてまいります。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園君。

○5番（若園正博君） ありがとうございます。

PTAのほうも非常に気になるところでございます。こうして週に1度パトロールをしながら、補修をしていただけることはありがたいと思いますので、今後とも続けていただきたいというふうに思っております。

引き続きまして、瑞穂市内の公園内にありますトイレの環境についてお伺いさせていただきます。

先ほども、私、選挙中に回らせていただいた折から、市民の皆さんからトイレを洋式化にしてほしいという声をお伺いいたしました。このような公園のトイレの洋式化の増設についてお伺いいたします。また、公園は外の利用でございますので、冬の対策もございませうか、重ねてお伺いさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在、市内の都市公園21カ所の中には、トイレが設置してあるものが11カ所、その中で3カ所が洋式化されておまして、あとの残り8カ所につきましては、従来のままの和式というような状況でございます。

トイレの洋式化は、公園を利用されます障害者の方、高齢者の方、幼児のみならず、誰もが利用しやすい施設にすること、いわゆるユニバーサルデザインとしての考えのもと整備する必

要があると考えております。洋式化に伴いまして、単純に便器を変えればいいだけではございませんので、便器が大きくなることによりまして、既存のトイレのレイアウトや間取り等の変更が余儀なくされることもありますので、場合によってはトイレ自体の建てかえとなる可能性があるため、かなりの費用がかかる可能性がございます。それらにつきましては、今後、限られた予算の中で利用頻度の高い公園から順次洋式化を検討してまいりたいと思います。

ただし、冬季における公園の利用頻度が少ないということもありますので、大変申しわけありませんが電気代も発生するというのもございまして、便座の暖房等は現時点では考えていないということで御理解いただきたいと思っております。

[5 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園君。

○5 番（若園正博君） わかりました。順次そのようなところで進めていただきたいと思っております。また、冬の対策については、また御検討いただきたいというふうに思います。

私なりにお伺いいたしましたトイレを見に行きました。非常に年がたっておりましたが、これはきれいなトイレでございました。どうしてかというふうにお伺いいたしますと、月に1度、地区の住民の方が地区の中学生を使って掃除をしておられました。便器も雑巾で拭いてきれいにしていただいておりますということで、そんな話を聞いて非常に感心させられました。これこそまさに地域の教育力の力強さというふうを感じ取っております。

お伺いしましたトイレは中山道沿いにございまして、最近、ウォークラリーなどで歩いてこられる方が非常に多くなっております。こういったところを考慮しながら、よろしく願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。これにて質問を終了させていただきます。御答弁いただきました執行部の皆様、ありがとうございました。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 以上で若園正博君の質問を終わります。

次に、森治久君の質問を許可いたします。

森君。

○1 番（森 治久君） 議席番号1 番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより質問、さらには御提案をさせていただきたいと思っております。

まず1 点目に、介護立市瑞穂について、2 点目には、産業立市瑞穂について、3 点目に、教育立市瑞穂について、そして最後4 点目は、空き家対策についてでございます。これよりは質問席において質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、今議会より新市長のもと、瑞穂の5 万3,000 有余の市民の皆さんの今後未来ある行く末を、リーダーとしてリーダーシップを発揮していただく中で、さらなる発展を望む一

人の議員、また市民として一般質問、また御提案をさせていただきたいと思います。

そこで、多くの傍聴者の皆様がお越しいただいておりますので、いずれ次回の議会誌のほうに記載がされるとは思いますが、市長が今議会で所信表明をされた一文を読ませていただいた後に質問に入らせていただきたいと思います。

瑞穂市の人口は、平成15年合併時の5月末日には4万7,550人だったのが、合併13年目となることし5月末日では5万3,433人と5,883人増加しており、県下で最も人口がふえ続け、活力あるまちと自負しております。しかし、瑞穂市の人口も今後10年間は微増していきませんが、その後は減少に転じると予測されています。20歳から39歳の女性においては、2010年に7,728人だったのが、2040年には6,307人となり、18.4%減少すると推計されています。

人口が減少に転じる前に、この人口増加がいつまでも続くように持続・継続可能なまちづくりをしていかなければなりません。瑞穂市が住みやすいまちとして選ばれるには、もちろん交通の要衝である利点を生かし、住環境の整備も行いますが、子供を取り巻く環境の整備もしていきます。

子育ては親だけが担うものではありません。また、子供は家庭の中だけで育つものでもありません。学校や地域の皆さんに見守られ、支えられて育ちます。子育てはこれからの日本を、瑞穂市を支える人材を育てるものであり、子供は地域社会とのかかわりの中から、社会性、生活習慣、生活能力、人への信頼、善悪の判断など基礎を培います。地域全体が家庭で行う子育てや教育を支えていくことが必要で、待機児童の解消や放課後児童クラブの充実など、出産から子育てまでの切れ目のない支援、その情報提供のシステムと子育てを支援する少子化対策を一貫してまちづくりを推進するようなことが必要になります。

等々、本当はまだあと1ページとちょっと大切な新市長の理念、また精神等、市長のお人柄、またお考えが込められている文章がありますが、長くなりますので、ここで質問させていただきます。

市長においては、ただいま私が読ませていただいたところを含め、どなたでも共感されるすばらしい所信表明であったことは、この議員18名、また執行部の方を含めてお感じになられておると思います。

そこでまず1点目に、市長が介護立市瑞穂について、これは市長選におけるリーフレット、これはマニフェストであるかマニフェストでないかは、きのうの一般質問の折にいろいろな議論・討論がされました。その中に7つの基本政策としてあります1つ目、介護立市瑞穂、こちらについて、御質問をさせていただきたいと思います。

まず地域での介護支援を、自治会、老人クラブ、地域包括支援センターが協力し、地域にふれあいサロンを設置と、先ほどの申し上げました市長の瑞穂創生7つの基本政策として上げられております。これの具体的な内容と行政の取り組みをお聞きする予定でございましたが、先

日もまだまだ入り口であるということでしたが、お答えいただける範囲内でお答えいただけたらと思います。簡単で結構でございます。

○議長（小川勝範君） 総務部長 早瀬俊一君。

○総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

高齢化、核家族化が進み、地域の中で助け合いをという視点は今後どんどん重要になってくると思います。その意味では、自治会のコミュニティー力の強化、校区自治会連合会の設立といった重要な課題が出てこようかと思えます。

今、多くの自治会では、自治会ごとに防災訓練や敬老会などの行事を行ってみえますが、高齢化が進んだ規模の小さな自治会では、そのような活動が今後継続されるのかどうかということも心配をされているのが現実でございます。また、昨年度、小学校で実施をしました避難所開設訓練になりますと、いよいよ校区のまとまりというのが必要になってこようかと思えます。

また、社会福祉協議会が中心になっております高齢者の閉じこもり防止や介護予防を目的に行われていますふれあいサロンは、地域の高齢者をつなぐという意味で、コミュニティーの強化のためにも重要な役割を果たしていると考えております。

また、こうしたサロンにつきましては、住民が主体となり運用する形ですので、初めてのスタートラインではなかなか難しい状況ではあろうかと思えますが、ぜひとも高齢者自身がさまざまなサービスの提供者となって社会参画をする仕組みをつくっていただきまして、こうしたサロンにどこに住んでいても参加できるようにということで、このサロンの立ち上げにつきましても社会福祉協議会のほうでお手伝いをさせていただけると思えますので、地域の自治会長さんや民生委員さん、福祉協力員、老人クラブの元気なお年寄りの方が力を合わせて立ち上げていただけるとよろしいかと思えます。小さな自治会であれば、隣の自治会と協力をするということが大切ではなかろうかと考えております。

まさしくいろんな事業につきましても、1つの自治会だけではできない難しい課題というのが次から次に出てきます。今市では、校区のまとまりということで校区の連合会をぜひつくっていただきたいと。そしてそれぞれの地域の中に課題というのはいろいろありまして、またその課題を解決するのも地域の皆さんが話し合う中で出てくるだろうと、そんなことを思っております。ぜひとも地域の中で、それぞれの自治会長さん、各種団体の役員さん等も、高齢者福祉のみならず、防災・防犯、交通安全、児童福祉とか環境、文化など、いろんな意識を持っていただいて、いろんな話し合いをしていただき、またその中に課題を見つけ、またまとめていただいて、市とともにすばらしい地域に合ったまちづくりを進めていきたいと思えます。その一部が介護立市ということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森君。

○1番（森 治久君） ありがとうございます。

昨日の一般質問でも、今後ますます高まる高齢化社会において、高齢者の皆さんに、行政として交通支援、どのような仕組みづくりが必要であるかということが一般質問の中でほかの議員からもされました。

私もこれまで幾度となく一般質問の中で高齢者の買い物支援、交通弱者と言われる、これは子供たちも含めての行政としての支援が、今この現状が十分であるのか、また市民の皆さんにしっかりと受け入れられたコミュニティバス、みずほバス、これが皆さんの市民のための、私たちのためのバスという位置づけで感じ取られているのかを御質問させていただいたわけでございます。また、御提案も幾度となくさせていただきました。

市長は、先ほど所信表明を途中まで読みましたが、その後を少しまた読ませていただきます。

一方、2025年（平成37年）には、団塊の世代が後期高齢者に到達することにより、これまで以上の高齢化の問題が見込まれていることは改めて申し上げるまでございません。瑞穂市においては、人口の維持ができたとしても年齢構成は大きく変わります。これがいわゆる瑞穂市の2025年問題になります。団塊の世代が後期高齢者となれば、地域における医療費、医療及び介護の総合的な確保、推進に向けた取り組みが必要となります。医療や介護の増大、税収の減少、そして年金だけでは生活が苦しい方もふえていきます。超高齢化と言われる社会への対応を今から整備していく必要があります。

市民の皆様の健康は御自身で管理してもらうものではありませんが、基盤となる情報提供や仕組みづくりは行政がやらなくてはなりません。市民の皆さんがいつまでも笑顔で健康で生活できることは、まちづくりの土台となります。それには、市民の健康をテーマに健康管理を推進するとともに、地域における日常生活の支援を自治会やボランティア団体、NPO法人と地域包括支援センターが協力し合う仕組みが必要となりますというような、市長の所信表明の一文でございました。

そこで、先日の他の議員と重なる部分もあるやもしれませんが、私は現在のコミュニティバス、みずほバスの運営の仕方では、やはり先ほど私が申し上げました、市民の皆さん方にとっての私たちのバスであるというような捉え方がなかなか感じていただけないのではないかと考えております。今後ますます高まると認識をしておられる市長を初め執行部の皆さんにおいては、先ほどの市長の所信表明にもございました、しっかりと市民の皆様、高齢者の皆様が笑顔で健康で生活できるまちづくりの土台、これが今、幾つかあるうちの1つが買い物支援であるのではないかと思います。コミュニティバスの今後の運営のあり方、きのうと重なる部分があるやもしれませんが、今後は土台となるようなコミュニティバス、私たちの市民の皆様のバスであるというお考えの中から、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） コミュニティバスの質問ということでございますが、まずもって、先週も各停留所での乗降調査をしましたので、それらをもって、また皆様方に情報提供させていただいて、ぜひ地域の皆さんで話し合っていたいただきたいと思っております。

バスをもう少しうまく走らせることによって、皆さんで喜んでもらえて出かけていただけるのであれば、それは本当に健康で長生きをしていただくための一つだと思っておりますので、できる限り効率のいい、そして皆さんに喜んでいただけるバス事業というふうには考えております。

また、一方では、バスだけではどうしても難しい部分があるかと思えます。現実を言いますと、やはり昔からバスを使っていた地域の方はバスを使われますけれども、ほとんどが車で生活してみえるところとか、一家のうちに子供さん、孫さんが見えるところであれば、もうその人たちがフォローされてしまいますので、地域性も非常にございます。そうしたデータもまた出させていただきますので、それらを踏まえて、全体でまた協議をさせてもらいたいと思えます。

それで今、本田団地とか呂久とか牛牧団地で買い物等の事業が始まりました。この「等」というのは、実を言うと買い物だけでなく、本来はお医者さんとか、どこか行きたいところがあったときにも使ってもいいんじゃないかなということの「等」だろうと思っておりますけれども、先ほどのふれあいサロンの延長の中で、ふれあいサロンでいろんな問題点が出てこようかと思えますので、そうした中でこうした事業もぜひ使っていただけたらと、そんなことを思えます。

そしてバス事業につきましては、4路線から3路線に見直したわけでございますが、その1路線というのは、リオワールドへ行っておった路線がほとんど本巢地内の方の利用ということで、瑞穂市の利用に余り成果がなかったということに最終的になってきてしまいましたので、4路線を3路線に見直したわけでございますし、少し時間を長くしております。そうした関係で、実際には、見直した結果は以前よりふえてきておるといような感じを受けております。

その見直しの中で、少し時間を長くしましたので、最初のほうに乗られる方は、ぐるっと回って穂積駅に行くにはちょっと不便だわというのが結構ございます。そういう点もありますので、全体的に見れば、以前の本田・馬場線を復活してあげると今の解消ができるのかなあと思ったりもしますが、4路線を3路線にしてまた4路線にするのかということになろうかと思えますが、それにも経費が要ります。

全体的に私どもから情報をしっかりと提供させていただきますので、またその情報を見ていただきまして、まちぐるみで皆さんに考えていただくという格好でよろしいかと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森君。

○1番（森 治久君） ありがとうございます。

昨日も同じ質問がございましたので重なっております。

昨日の質問の中でも、今、早瀬部長のほうからお話ございました買い物等支援事業、これは社会福祉協議会のほうが主となり、県からの補助で車を用意していただく中、地域のボランティア力を基礎として、買い物支援等ということで、今は買物を、聞くところによりますと、十九条にございますパローに本田団地も牛牧団地もそちらへ、本田団地の場合は週に2回、牛牧団地の場合は週に1回、また呂久の皆さんにおかれましては巢南のトミダヤのほうへ買い物支援をされるということでございます。

この買い物支援をボランティアで、今後ますます瑞穂市内の多くの買い物等でお困りの高齢者の方に、これが地域の力として、また後に申し上げますが、地域包括ケアシステムの構築というものが2030年までには、これは広域でございますので、介護は瑞穂市の場合は旧本巣郡、本巣市、北方町、瑞穂市の2市1町で運営・運用しておりますので、そちらでのケアシステムの構築ということになります。瑞穂市独自のしっかりしたケアシステムの構築というものは、今までも私、一般質問で申し上げてきたところでございます。

そんなところで、今後はこの買い物支援事業も、ほかの地区・地域においても広がりを持たせていくものと期待しております。そのためには、やはり行政が土台となる公共交通、これは瑞穂市のコミュニティバスのしっかりした充実というものが必要であると思えます。

先ほど早瀬部長のほうから、路線の本田と牛牧を前の改正のときに削られたわけでございますが、これを復活するといいいのかなあと考えておられるという前向きな御答弁をいただきました。まさしく本田団地、牛牧団地は、この瑞穂市において高齢化率が一段と高い地区・地域でございます。しっかりと前向きに御検討をしていただき、新市長のもと、みずほバスのあり方というものを原点に戻って考えていただきたいと思えます。

それでは次に、先ほど市長の所信表明、自治会やボランティア団体、NPO法人、包括支援センターと協力し合う仕組みが大切である。また、平成27年度のわかりやすい瑞穂市の予算、こちらの地域包括ケアシステムの構築関連事業のほうにも、自治会や老人クラブ、民生児童委員、ボランティア、NPO法人などの連携が大切である。また、市長のリーフレットのほうにも同じように、老人会と自治会の連携、または地域包括ケアとの連携が大切であるということでございますが、これは瑞穂市に限ったことではないと思えますが、老人会の加入者がどの地域でも、自治会でも減少しているということをおおの役員の方から何回もお伺いしております。今の現状をいかにお考えか、またそれに対する対策、またお考えがあればお聞かせください。

○議長（小川勝範君） 福祉部長 広瀬充利君。

○福祉部長（広瀬充利君） ただいまの森議員の老人会の加入減少の現状等についてお答えいたします。

老人クラブは、昭和38年に老人福祉の基本である老人福祉法が制定されたときに、高齢者の生きがいづくりや健康の保持、増進を通じて、明るい長寿社会の実現を目指すものとして位置づけられており、50年以上にわたって地域の高齢者のコミュニティーの中核となってきました。詳しくは平成13年の厚生労働省の通達にありますが、地域のいわゆる単位クラブは、年齢60歳以上でおおむね30人以上で組織して、高齢者みずからの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や、ボランティア活動を初めとした地域を豊かにする活動を行うものとされています。いわゆる、当時健康で友愛、そして奉仕という全国3大運動を柱として取り組んでいるのでございます。

このように、歴史も役割もはっきりしている老人クラブですが、議員御指摘のように当市の加入者の実態としましては、最近10年ぐらいをひもといてみますと、平成20年度に47クラブ、そして会員数が4,306人をピークといたしまして、昨年度平成26年度は46クラブ、3,662人と、ピークよりほぼ15%減となって、ここ数年間については、クラブを解散したところや解散後再生したところ、また休止したところ、あるいは新規クラブを設立したところ、分裂したところ、合併したところなどさまざまとなっております。クラブ数及び加入者数の減少が課題となっております。

なお、平成26年度を分析してみますと、会員が増加した単位クラブは10クラブ、会員が増減なしの単位クラブが6クラブ、会員が減少した単位クラブ数が30クラブ、そして解散、休会となっている単位クラブが2クラブとなっております。高齢者人口の増加にもかかわらず、老人クラブの会員数が減少する傾向は、岐阜県や瑞穂市に限らず、全国共通の課題となっております。どちらにしましても会員数が減少傾向であるとともに、老人クラブそのものの存在が危ぶまれ、新たな会員増強運動を展開して、老人クラブの組織強化とともに活性化に向けて積極的に展開する必要があります。

全国老人クラブ連合会では老人クラブ100万人会員増強運動を展開しております。そんな中で、岐阜県においては4万人会員増強運動の推進を展開しております。瑞穂市においても1クラブ2名増を目指しております。平成26年度には会員募集のチラシを作成してPRに努めているところでございます。

そんな中、また瑞穂市の減少原因を探ろうと市の老連に尋ねてみたところ、元気な高齢者がふえて、自分を老人と思っていないので加入したがるのではないのか、あるいは助け合う心が薄くなってきているのではないのかといった意見があるほか、クラブの活動をもっと活性化しないといけないのではないのかといった危機的な意見もございます。

また、そうした中で、一部の単位クラブにおいては、自治会内の一組織として位置づけを明確にしたところや、ふれあいサロンを立ち上げて親睦を深めることを活発にしたところなど、新しい試みも生まれてきております。

今後さらに高齢者の増加、平成37年度に団塊の世代が75歳になり、後期高齢者が増加する2025年を見据えて、高齢者相互の支え合いや、とりわけ認知症への予防活動に係る取り組みなど、高齢者全体の健康づくりや仲間づくりが一層必要となり、住みなれた地域で末永く生き生きと健やかに暮らせるよう、地域の高齢者のよりどころである老人クラブの役割、重要性はますます増すばかりです。各地域での活動の芽を大きく伸ばしていけるように、市としましても、各地域への出前講座などを通じて、一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森君。

○1番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいま部長のほうから経緯、経過、また老人クラブの成り立ち等と大切さと重要さ、これは当然どなたも承知しておるところでございます。執行部の皆様方におかれましても、十分に御認識のところと考える中での御質問をさせていただいております。

私は、これは瑞穂市だけではないということは、今御答弁いただいたとおりでございますが、瑞穂市独自の地域包括ケアシステムをしっかりと構築させる。それは助け合い、支え合える地域社会をつくるということであれば、老人会、高齢者の皆さんがこの会に加入されることなく、自治会が独自で取り組みをされようとしても、連携共有というものがしっかりとされないと思うんです。

今、自治会の加入者も自治会によってはばらつきがあるとは思いますが、しかし、老人会ほど50%に満たないというような自治会はないとは考えますし、あくまでも自治会には加入しているが、必要な自治会活動を選択してその活動に参加される方、また目いっぱい全ての活動に参加される方、一つも出てこられない自治会の皆さんもおられると思います。

いずれにせよ、私が申し上げたいのは、老人会へは瑞穂市の場合は、補助的な部分、助成的な部分はしっかりと行政が助け合い、支え合えるまちを、地域をつくるためにも、しっかりと補助をしていただく中で、ある年齢になったときには、自治会に加入していただくのと同様な働きかけ、お願いの仕方、それは強制的という言葉がきつうございますが、少なくとも75歳、後期高齢者になられたらその活動に参加される、活動されるかは別として、加入をしていただいた上で、自治会の取り組み、また校区等、また行政の取り組みが連携して共有した形の中で進められることが、そのような助け合い、支え合いのまちづくりを一刻も早く確立することにつながるのではないかと御提案を申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

ふれあいサロン、これは後ほど空き家対策の中でも御提案をさせていただきますが、ふれあいサロンのほかに、今、社会福祉協議会のほうではカフェサロンですか、このような取り組みもされておる地域があるということでございます。名称が変わるだけで、いずれにせよ高齢者の皆様が生きがいを持てる社会づくりということで、住みなれた地域でしっかりと健康寿命を延ばす中で、健康にお過ごしいただきたい、それが趣旨でございますので、カフェサロン等の御紹介も、各老人会、また自治会の会がある折に、しっかりとお知らせをしていっていただきたいと思っております。

それでは、次の質問、産業立市瑞穂について、市長はリーフレットの中で、交通の要衝として県内有数の立地です。この立地を生かし、工場、商業施設の誘致という、これはマニフェストではなく公約でもない思い、考えを述べられているかも知れませんが、この具体的なお考えをお聞かせいただきたいと思っておりますが、まず私、前に申し上げたいのは、瑞穂市の場合は企業誘致をする特定な場所として、十八条、十七条あたりに工業専用地域というような形で準備をされておるといのは十分承知しております。ただし、面積的に限界がありますので、例えば1万坪というような希望の企業がおられたときに、それを今賄えることは瑞穂市においては不可能でございます。これにおいては、やはり他市町もいろんな意味で財政力を高めるということで、財政力なくして市民の幸せはない、瑞穂市の発展はない。これはどのまちも認識している共通の考えでございます。

そんな中では、やはりしっかりと未利用地を区画整理、またはそれにかわるような制度を利用する中で、しっかりと企業を誘致、商業施設を誘致することによって、市民の利便性を今以上に高めることにつながる財政力を高めることとなります。これは市長もお考えのとおりであると思っております。そのお考えについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 都市整備部長 鹿野政和君。

○都市整備部長（鹿野政和君） 森議員の御質問にお答えしたいと思います。

昨日来から市長が御答弁させていただいているように、議員の時代からもそうでしたけど、国道21号の6車線化、その沿線に商業施設を立地できないかということ。それから北西部にあります岐阜・巢南・大野線のバイパスですね。その沿線に企業誘致ということは、市長も強く熱く、きのうも語られておられたと思っております。

国道21号の6車線化の今現状を見ても、中途半端に終わっているような状況ですが、現実には、昨年6月26日にオープンしましたDCMカーマ21瑞穂店を代表とします瑞穂ショッピングセンターを初めとしまして、国道を有する好条件ということでそのような商業施設が立地しているという事案が続いておるわけですので、引き続き国道21号線の6車線化を国に強く要望しまして、沿線の商業施設の進出が促進されますよう、それがひいては市の財政力を高めるというようなところで、引き続き推進してまいりたいと思っております。

一方で、もう1つの工業立地につきましては、当市へ進出する希望があった場合には、議員御指摘のとおり、田之上と十七条地区の工業適地地区へ誘導するなどして工場等の集積を図っておるところでございます。立地に関しましては、十七条では、段ボール、紙の廃棄・収集リサイクルを業務としますリサイクル業者さんが当市への建設工事を完了して、間もなく操業開始するということも現在聞いておるところでございます。

岐阜・巣南・大野線のバイパスの整備がされますと、非常にこの地区の企業への需要とか、進出の需要というのも高まるところでございますが、現時点のところでは非常に農地法の制限等もございますが、これらにつきましては、市としましても、雇用機会の拡大や地域経済の活性化を図るため、企業誘致の推進につきまして、長期的視野に立って進めていく必要があると認識しておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森君。

○1番（森 治久君） ありがとうございます。

昨日もこの企業誘致はほかの議員からも多く御質問がございました。皆さん共通に大切な今後の課題である、また一刻も早くそのような体制をまず整えなければならない、これは議員も執行部も同じ考えであると思います。

ただいま部長のほうからバイパスの6車線化に伴う商業施設、これは多分横屋の中吹、下吹地区ですね。まだまだ開発がされていない、将来性が大きい未利用地、未活用地ということでございます。中吹、下吹地区の開発をすることによって、これは農地法等々のいろんな問題が、ハードルが高い部分もあるやもしれません。地域の方、また土地利用者の方がその開発を考えておるということであれば、行政が瑞穂市全体の発展につながるのであるという御認識の中で、しっかりと窓口として、またそのサポート役としてかかわっていただきたいと思ひますし、区画整理事業等々は事業者の問題であるやもしれませんが、それはしっかりと瑞穂市の将来発展の礎になるということ肝に銘じた中で、今後の計画づくりにかかわっていただきたいと御要望をさせていただきます。

それでは、次の教育立市瑞穂について。

こちら先ほども子ども青年未来部の御質問がございました。また、高等学校を誘致、こちら新市長がリーフレットで掲げておられます。こちらはきのうの一般質問でも御答弁をいただいております。まだまだ詳細な計画はお持ちではないということでございますが、子ども青年未来部においては、先ほどの市長の信念・理念、また御自身の精神論も含めたお考えをいただきました。

そんな中で、高等学校を誘致できれば、それはすばらしい教育の底上げといひますか、一連した教育が進められると私も思ひます。そんな中で市長が考えられる高等学校の誘致、これは

朝日大学が現在、瑞穂市内には唯一ございます。この朝日大学と連携した高等学校の誘致であるのか、市長は先日、私立でも公立でもいい、何でもいいから高等学校を誘致したいんだと熱く語られました。今現在で簡単で結構でございます。通告しておりますので、お答えをいただけたらと思います。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 改めまして、昨日のことに続きまして、ただいまの森議員さんからの御質問にお答えいたします。

せんだって、朝日大学の理事長さんとかにお会いしましたときにも、私どもの市としては、どうしても今、小学校、中学校、そしてその後の高校が抜けていますと。それでその後におたくの朝日大学がございまして。

やはりこの中で、率直なことを言いまして、大学で外へ行った方々、やはりそれが心熱い思い、それを感じた中学校、そして高校、そういったことから瑞穂市を再度見直してくれるということで、このまち、この市に帰ってきてくれるような、そんな学校をつくりたいんですと。どうか朝日大学としても、特に成人式に一度来ていただきまして、今の成人になった人たちが、このふるさと瑞穂へ帰ってきたときにどんな姿になっているか、ごらんになっていただいて、どうかまた高校の教育、そういったこともお考えいただけませんかということでお願いしましたところ、的確なまだ御返事はございませんが、ただ、朝日大学としては、今、岐阜商業高校、こういったところとのパイプを大事にしていますと。そういったところで公認会計士さんですね。こういった方々を大学で育てて、かなりの実績も上げてきておられます。

そういった意味から、資格的な基礎的なことの高校はお願いできないものですかということをお願いした次第でございますが、まだ明確な答えは来ておりません。ただし、ある程度善処というか、大学の中でお考えいただける可能性はあるやもしれません。ただし、本日のところは全くの未知数でございます。ただし、多少なりとも考えていただけるんじゃないかなんかと思っておりますので、そういったところ、これから朝日大学さん、またそれ以外の大学さん、こういったニュースが広まっていききました中で、どのようなことがまたこの瑞穂市に対して情報を向こうから発信してくれるか、それを待ちたいと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森君。

○1番（森 治久君） 市長にはただいま昨日の御答弁と同じ内容、また少し前向きな御答弁でもあったかとは思いますが。昨日ですか、朝日大学のほうの理事長さんですか、理事さんとお会いになられて、その熱い思い、願いをお伝えいただいたということでございますので、市長のお考えの小・中・高・大学という中で、この瑞穂市で、この地域でしっかりと子供たちが大人になる準備の一連のものとして、一過性である方向になると、この地域、瑞穂市を離れるとい

うお考えの中での思いであるというふうに伺いました。そんな中で、今、朝日大学が唯一ある大学としてしっかりと瑞穂市において、いろんな意味で朝日大学の学生によるボランティア、また地域の瑞穂市の活性化にも一助をいただいております。

そんな中で、昨日、介護福祉実務者研修、これは市内のサンビレッジ国際医療福祉専門学校を窓口として、国のまち・ひと・しごと創生の介護人材育成促進事業でございますが、私、これは深く調べておりません。朝日大学に看護学部があるということは聞いておりますが、このようなものも市内の中でしっかりと連携する中で、そのような人材を育成するための、ともに連携の一つの強固なものになるのではないかとこの御要望だけ、お願いだけをさせていただき、今後の取り組みにつなげていっていただきたいと思っております。

それでは次に、通学路ですね。これは先ほどの若園議員のほうからもお話がございました子供たちの安心・安全な通学路、今現在、大変危険な箇所が幾つもあるかと思っております。できれば車歩道が分離された通学路が好ましい、望ましいわけではございますが、なかなか難しい点も多々あると思っております。

そんな中で5-2-109号線、こちらは私が以前より穂積中学校の子供たちが通学する道路、また穂積駅へ通勤、また通学で使われる大切な主要道路の中で、3年ほど前に北側に歩道整備をする計画であると執行部のほうから御答弁をいただきました。そんな中で五六橋においては、北側に歩道橋を設ける。これは今着々と進んでおるとは思いますが、この5-2-109号線の車歩道分離の現状、どのようなお考えであり、どのような進捗状況であるかを簡単に結構でございます。伺いたいと思っております。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 御指摘の道路につきましては、歩道の計画を入れまして、その沿線上で開発がございましたところにつきましては道路の後退をしていただき、市のほうが用地を取得した暁にはその歩道を整備という中で、今までその沿線上で3事例ほど建設があった中では、それぞれ協議をさせていただいておりますが、過去の3つのうち2つぐらいは道路後退については了解していただいておりますけど、実際にそれを施工するには至っておらないというところでございます。

もう1つ、穂積中学校の北側に今度テニスコートができるということで、そこに信号をとということも前に御質問があったと思っております。これにつきましては、この6月に警察と総務のほう立ち会いを行いまして、そこにはなかなか難しいなということと、それから正門とプール間の横断歩道のところに信号をつけるということにつきましても、新設は難しいと。中川の堤防の上にありますものは、移設するというのは可能だとはお聞きしておりますけど、これにつきましても、穂積小学校の通学路がその堤防の上の信号が押しボタンになっていますので、検討を要するというところで、教育委員会に今検討していただいているところでございます。

[1 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 森君。

○1 番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいま部長のほうから前向きに開発がなされるようなところにはお願いをし、進めておるということですが、やはり3年前からなかなか難しいことではあるかも知れませんが、それ以降、開発がされてしまい、なかなか歩道をつけるにも難しくなったという土地が幾つかございます。10年かかろうが、20年かかろうが、仮に50年かかろうが、しっかりした安全・安心な道路、車歩道が分離された通学路、通勤道路として安全な道路の整備として位置づけていただいておりますので、積極的な事業の推進をしていただきたいという御要望だけさせていただきます。

次に、スポーツ少年団の入団者、こちらも瑞穂市だけではないかと思えます。いろんな選択肢が広がる中で、スポーツ少年団だけでなく、クラブチームであったり、また総合クラブ等へ入られるお子さんたちが多いがゆえの減少であるかもしれませんが、学校で先生方がしっかりと子供たちにスポーツのよさ、またスポーツ少年団の大切さ、またこの子供たちが小学生時代にスポーツに親しむことよっての生涯スポーツへつながるといことの大切さ等を子供や保護者の皆さん、親さんたちにお話しいただければ、そのようなスポーツ少年団が減少していくということにも歯どめがなされるのではないかと思えます。

その1点のお考えと、また各小・中学校においては、今校庭の敷地境の植木、樹木、これはサンゴジュが主に植えられておりますが、こちらが随分傷んで弱っております。中には枯れてしまって垣根の役割をなされてないところもございます、その1点のお考え。また、穂積中学校のグラウンド、こちらは随分計画から年数がたちました。七、八年たっておるやと思えます。なかなか一朝一夕には進めないかと思えますが、この後の簡単な計画内容だけお聞かせください。以上です。

○議長（小川勝範君） 教育次長 高田敏朗君。

2つの質問に答えてください。今2つ質問されました。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

スポーツ少年団の減少につきましては、先ほど森議員が言われたように、ここ何年かのうちで減少が続いております。

そういうことで、スポーツ少年団の加入の勧誘については、直接子供や保護者に働きかけることは学校の立場としてはできません。ですが、小学校の段階の子供たちに、さまざまなスポーツに触れ関心を持たせるとともに、スポーツを通して基礎体力の向上、それから生涯にわたって運動に親しむ資質や、それから能力の基礎を培うことは大変重要なことだということも考えておりますので、各学校において次のようなことを取り組んでおります。

子供たちがスポーツに興味や関心を持つ取り組みとして、1つは、体育の授業の充実ということで、子供たちに、走る、飛ぶ、投げるなど基礎体力を十分養っていただけるように、ドッジボールとかバレーボール、サッカーなど、さまざまなスポーツにも発達段階に応じて計画的に取り組んでおりますし、それから業間休みや昼休みの活用について、朝のマラソンや縄跳び、こういうものも実施しております。

それから3つ目には、トップアスリートによる直接指導の位置づけということで、朝日大学と連携しております岐阜瑞穂スポーツガーデン、こういう取り組みもありますので、子供たちにトップアスリートの競技、取り組む姿を直接見ていただき、興味や意欲を持っていただく大きなきっかけになってもらいたいと思っています。

4つ目に、岐阜チャレンジスポーツinぎふの参加というのがあります。これは県が主催するチャレンジスポーツinぎふというもので、これに各学校が積極的にエントリーして取り組んでおまして、昨年度は小学校6校が8の字跳びやボールバランスラリーに挑戦をいたしまして、今年度も積極的に参加を促します。このように、学校では子供たちに少しでもスポーツの楽しみや興味を持ってもらえるよう、さまざまな経験ができる機会を設定しておりますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

それから、各小学校の校庭にありますサンゴジュです。

議員御指摘のように、これにつきましては、本来、防火性の強い樹木ということでサンゴジュが植えられておまして、学校を火災から守る防火設備としての役割もありますし、グラウンドの防じん、外からの目隠しといった効果もあります。ですが、今御指摘のように枯れているという、これをどうするかということですが、今後の対応としましては、枯れているサンゴジュは植えかえを基本として検討させていただきたいということを思っております。害虫の被害があるものについては、サンゴジュハムシという幼虫期、成虫期の発生時に薬剤を散布して、天候、時間を選んで、子供たちの健康、それから地域への飛散などの環境への影響も十分配慮しながら、適切な維持管理をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、穂積中学校のグラウンドの件ですが、昨年度、埋め立てをしましたテニスコート用地ですが、これにつきましては、本年度当初予算においてテニスコートの設計予算を議決していただいたところですので、現在設計の入札事務を進めております。つきましては、本年度テニスコートの実施設計をして、28年度以降に工事着工、完成を目指していくよう事務を進めております。テニスコート完成後に学校グラウンド南側のテニスコートの撤去とグラウンドの拡張工事ということで計画をしていきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

[1番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 森君。

○1番（森 治久君） ありがとうございます。

子供たちが身体ともに健全で健やかに成長していただくためにも、また生涯スポーツとして、大人になり、また高齢者となった後にも、少年時代、また小・中学校時代にスポーツに親しんだということが体力の維持につながると私は思っております。生涯スポーツの推進をする意味でも、スポーツ少年団への加入の取り組みをしっかりと学校が保護者の方、また子供たちに先生方がされることを今後進めていただきたいと思います。御要望をさせていただきます。

それでは、最後の空き家対策について御質問させていただきます。

空き家対策の特別措置法が5月26日に全面施行されました。そんな中で強制撤去もできるという措置法に改正されました。命令違反には50万円以下の過料を科し、強制撤去も可能になったということでございます。瑞穂市には景観上、または隣接する地域への防犯上、いろんな意味で問題のある建物、空き家があると思います。その空き家についての今後の対応、またさらには、先ほど申しあげましたふれあいサロンへの活用が、空き家を色分けする中で、しっかりと必要な高齢者の方のふれあいサロン、また憩いのサロンとして使えるのではないかと、再利用できるのではないかと考えますが、そのお考えについてお伺いいたします。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私のほうからは解体、撤去、除去という観点から御説明申し上げます。

法律と同時に、倒壊の危険のあるということについてのガイドラインが出ております。そのガイドラインに基づきまして、この法律にありますように所有者へ特定空き家と指定しましたら、助言、指導、それから勧告、命令ということで、法律に基づいて指導してまいりたいと思います。また、税金につきましても、勧告により特定空き家と指定しましたら、今までの税制の特例がなくなるということもつけ加えさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） ただいま特別措置法のお話がありました。今回の法律につきましてはかなり踏み込んだところまで入っておりますので、今のところ独自の条例ということには必要ではないのではないかと、そんなことを考えております。

また、今御提案のありましたふれあいサロン等にこうした空き家を使うということは非常に有効と考えておりますので、地域地域でサロンの開催等につきましては、自治会担当、社会福祉協議会担当と協力をさせていただきますので、ぜひともこうした施設があれば、また有効活用していただけたらと思います。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森君。

○1番（森 治久君） 私の未熟さゆえに時間配分を間違えました。この続き、まだまだ本当は踏み込んだ中で、若年女性人口において、今後の市長が考えられるコンパクトシティ、このあり方、私の考え、御提案をさせていただきたいところでしたが、きょうは時間がございませんので、以上をもちまして全質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小川勝範君） 以上で森治久君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく暫時休憩をいたします。なお、再開は11時5分から本会議を始めます。議員さんはそれまでにきちっと集まってください。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時05分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

12番 清水治君の発言を許可いたします。

清水治君。

○12番（清水 治君） 議席番号12番、清流クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。今回は内水氾濫について質問をいたします。

内水氾濫とは、大雨による地表水の増加に排水が追いつかず、道路側溝、用排水路などがあふれて氾濫したり、河川が増水し水位が上昇することにより、河川への自然な排水が困難となり、低内地の用排水路などがあふれて氾濫することを言います。

最近、瑞穂市内においてもこの内水氾濫が頻繁に起きているようですが、その実態の把握と対策について質問をしたいと思っております。これより質問席にて質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

瑞穂市防災ハンドブックの中に、平成23年11月作成の避難勧告等の判断、伝達マニュアルの中にも、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえ、1級河川の警戒すべき区間、内水氾濫等の警戒すべき箇所が明記されております。最近では市内でも局地的な集中豪雨により、低地の道路側溝や用排水路などの内水氾濫が起きております。特に都市化が進んでいるところは雨水が道路側溝や用排水路に一気に流れ込み、内水氾濫する箇所がふえているように思いますが、この実態の把握はされているのか、お尋ねさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 総務部長 早瀬俊一君。

○総務部長（早瀬俊一君） ただいま御質問のありました瑞穂市防災ハンドブックというのは、こうした瑞穂市の防災のマニュアル全てがホルダーの中に入っております。そして地震と洪水のハザードマップも入っております。

これにつきましては、各自治会長さん並びに議員の皆さんに配付をさせていただいております。

すし、中身につきましてはホームページでもごらんいただけるようになっておりますので、またぜひごらんをいただきたいと思います。

なお、今御質問のありました避難所勧告等の判断伝達マニュアルの3ページに、知事が指定している水位周知河川である1級河川の内水氾濫等警戒すべき箇所に、犀川右岸、南小校区、古橋北・南、中宮、横屋と掲載されてございます。これは過去の実績や浸水想定等から内水氾濫等々考えられる旨が記載されているものでございまして、県と市が協議してできているものでございます。

今現在、大雨が降った場合に一番心配されるのが、南小校区だと考えております。実を言いますと、金曜日にも注意報ではございましたが、雨雲が通るルートによりまして、揖斐とか本巢の手前のほうを雨雲が通りますと巢南地区がかなり水位が上がると。本巢の奥のほうになりますと穂積地区の糸貫川水系等が一気に上がってくるという状況でございまして、金曜日の夜は注意報ではありましたが、巢南地区でかなり雨が降って、河川が増水し、用水等もふえておるという状況で、私どもも5時前ぐらいから電話が次から次へと鳴ってくる状況でございました。最終的には、私ども防災のほうは9時ちょっと過ぎまで、都市整備のほうは11時まで警戒に当たったという状況でございます。

それで、それぞれの水害についての状況というものは、できる限りデータを残しておりますし、そしてまたその一部をホームページに現在掲載をしておるということでございますので、御質問についてはそのとおりで、お願いをしたいと思います。

なお、皆様方に配付してあるハザードマップと申しますのは、今現在は洪水ハザードマップと申しまして、河川等の氾濫等に関係したハザードマップでございます。一部の方から内水のハザードマップはつくれないのかという御意見等がございまして、実を言いますと、また内水の状況を周知するといえますと、今現在、実際に作成するに当たっては、過去の状況を調べてのハザードマップということになるかと思っております。科学的に言えば用水路とか排水路の断面積とか流量能力などをきちんと調査した上で、その結果に基づいて内水ハザードマップを作成するということでございますが、全国的にはそうしたところまできちんとできておる市町村というのはほとんどないようでございまして、道路については道路台帳ということできちんとできておりますが、水路については、そうした水路のデータがきちんと整理されておるところが余りないようでございまして、これらを整理しますと膨大な費用になるということでございます。

ただ、地域の皆さんのいろんな状況を聞きがてら、こうした内水ハザードマップもいずれはつくっていかんあかんかなあというふうに考えております。どちらにしましても、いろんなデータにつきましてはできる限り整理をさせていただいて、また次の災害のときの対応ということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

[12番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 清水君。

○12番（清水 治君） 最近は想定を上回る降雨の発生など、不測の事態なども想定されることから、実態を把握し、状況に応じた対策が必要と思いますが、どのような対策をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（小川勝範君） 調整監 渡辺勇人君。

○調整監（渡辺勇人君） それでは、どのような対策を行っているのかということについてお答えをします。

計画としましては、将来を見据えた対策として、平成23年度に汚水、雨水に係る下水道整備全体計画を作成しました。その内容としましては、現在の市街化区域が全て市街化され、かつ1時間に約50ミリの降雨に対して、道路や宅地などの地表面に雨水が全く湛水しない場合において必要となる幹線の水路の形状を定めたものでございます。

現在、この計画に基づいた対策には着手しておりませんが、市民の生命と財産を守るためにも、内水氾濫を防止する水路の整備は喫緊の課題であると考えております。そこで市の予算を勘案しつつ、下水道整備全体計画の雨水計画を基本に何らかの対策を検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 清水君。

○12番（清水 治君） 市内の内水氾濫の実態を把握し、その進行、状況に応じ、住民に危険度を発信するのが総務課、そして実態を把握し、内水氾濫を防止する排水路の整備をするのが都市管理課ということで、課は分かれていますけれども、お互いに情報を共有していただいて、市民の生命と財産を守るために対応をしていただきたいと思います。

また、公共下水道事業では、汚水処理の整備はもちろん、雨水対策による排水路の整備も重要な事業の1つとっております。今回、公共下水道の都市計画決定をし、都市計画下水道の変更により、旧穂積地区におきましては都市下水路の整備が進められると思いますが、旧巢南地区の市街化にはこの都市下水路がありません。今でも旧の農業用の用排水路を使用しております。このことについて、市はどのように考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 旧巢南地区には都市下水路がないがということについてお答えをします。

議員御指摘のとおり、都市下水路の整備につきましては、これまで旧穂積地区では4地区で行いました。旧巢南地区では整備をこれまでしてきませんでした。そこで都市計画決定の話ですが、ことし4月21日に市内全域の市街化区域を対象に汚水区域と雨水区域を定める公共下水

道の都市計画決定をしたところでございます。

公共下水道の都市計画決定において、雨水処理に関して定めますのは、雨水区域とポンプと1,000ヘクタール以上の流域を受け持つ排水路を決定しております。実際に公共下水道の事業を実施する際には、先ほどの都市計画決定をもとに所定の事業計画と認可を取得した後に、公共下水道全体計画で決めました排水路の整備をしていく予定でございます。

なお、この排水路の計画といいますのは、基本的に現在幹線となっております水路の流下能力を検証して、必要に応じて改善すべき水路の断面の形状を定めております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 清水君。

○12番（清水 治君） 旧巢南の市街化地域の古橋地域で、東・中・西の3本の用水路があります。特に古橋南地域では急激的な都市化が進んでおり、最近の大雨による内水氾濫が頻繁に起きております。特に低地にあります西用排水路に多く見られますが、この実態は把握されておりますか、お尋ねいたします。

○議長（小川勝範君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 古橋地域の実態の把握についてお答えします。

古橋地域におきましては、平成25年9月4日に発生しました2時間で約130ミリの豪雨によって、幹線となります西水路が満水となりまして、さらに道路が冠水し、一部の住宅では床下浸水の被害があったということ把握しております。また、先週の金曜日の豪雨の際にも、西水路がほぼ満水であったことも把握しております。

議員御指摘のとおり、こういった急激な都市化により地表面が田や畑などからアスファルト舗装などに変わりますと、地表面の保水や浸透能力が落ちますので、雨水が地表面に流出しやすくなるということが原因であるというふうに考えております。そこでこのような急激な都市化に対応するには、水路の整備が喫緊の課題であると考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 清水君。

○12番（清水 治君） この3本の用水路は安八町区域で1本になり、宝江川に排水しております。この都市化が進む中で、この水路自体の構造が本当にこのままでいいのか、調査されたことはありますか、お聞きします。

○議長（小川勝範君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 水路自体の構造の調査についてお答えします。

先ほど少し御説明しました将来の都市化を見据えた対策として、平成23年度に汚水、雨水に係る下水道整備全体計画を作成しております。

この計画によりますと、将来的に西水路の上流区間につきましては、現況の水路幅1.4メートルを1.5メートルに、水路の深さ43センチを1.8メートルにする必要があるということになっております。また、西部環状道路からの水路と合流した後の西水路の下流区間につきましては、現況の水路幅が1.4メートル、これを2メートルにする必要があると。また、深さにつきましても、43センチを1.8メートルにする必要があるという計画になっております。このように、西水路は特に水路の深さが大幅に不足しているという結果になっております。なお、3本のうち東と中の水路につきましては、現況のままで問題はないという結果になっております。

以上のとおり、西水路の位置は、議員もおっしゃったように地形が低いため雨水が集まりやすく、また先ほど御説明しましたように水路の断面が小さいことが明白となっておりますので、改修の必要性は十分認識をしております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 清水君。

○12番（清水 治君） 調査をされまして、その結果、3本の合流と水路の断面が小さいことにより循環能力が不足しているため、改修の必要性を十分認識されているということですけど、この調査をして改良するにしても、その区域が安八町区域になるんですね。そうすると安八町との協議が必要と思いますが、こういった行政区域の違うところを改良する場合、県が中に入っていて行っていただけるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 安八町区域の水路を改良する場合の県の立場といたしますか、役割についてお答えします。

現在、内水対策の調査、改良が必要となります安八町の区域は、中水路と西水路の合流点より下流区間の一部と西・中・東が合流しますその地点でございます。また、水の流れとしましては、その下流は安八町地内の1級河川宝江川となっております。

安八町地内の水路改修を検討するには、水路改修により下流の宝江川への流入量の増加による影響や水路と合流後の宝江川の水の流れの関連を把握する必要もございますので、宝江川の管理者であります県との協議がこの時点で必要になってまいります。そのため、内水管理者であります瑞穂市、安八町と1級河川の管理者、いわゆる外水管理者であります県との3者で何らかの対策を検討していきたいと考えております。早急に今の現状を県に報告しまして、内水氾濫を軽減すべき当面の対策などについて相談をしたいと考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 清水君。

○12番（清水 治君） 今後、公共下水道事業において、この雨水区域を定め、排水路を整備していくということになると思いますが、旧巢南地区の市街化区域にはこの都市下水路もな

く、農業用の用排水路を使用している状態でございます。都市化もますます進んで、排水路の流下能力が不足して内水氾濫も頻繁に起きている状態です。これは早急な対応が必要と思いますが、最後に、市長さんのほうのお考えがあればお聞きしたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） ただいま伺いました。先週の多分、26日金曜日だったと思います。ちょうどこの時間のときに、私、本田の下水の施設組合の浄化槽を見に行っていたときなんです、確かに雨はそこそこ強かったですが、大きく降るといって、本当にだあつというどしゃ降りの一歩手前ぐらいの雨量だったと思いますが、それでそのときの本田の状態も、集合の浄化槽から外に排出される川ですね。川はそこそこは増水しておりました。ただし、やはり古橋の場合、それとは基本的に違ふと。仮にあの程度の雨だったとすれば、相当古橋の場合は3本の集合するところにリスクがかなりあるんじゃないかなと。やはり確保できる流れの量にちょっと厳しさを感じる次第でございます。仮にほぼ同じぐらいの雨だとすれば、それと同時にもともとが宝江川に放出されると。それとやはり宝江という集落自体がもともとは巢南町にあったわけなんです。それから合併ということで穂積のほうにまず入られました。その後合併ということだったんですが、やはり水の流れの中で、恐らくそういったことも何かあったのかもしれませんが、それだけに宝江川への流入ということは大事なことで私は思います。

それで、宝江川につきましては、先ほど渡辺調整監のほうからも報告がありましたとおり1級河川になります。それと同時に、途中に安八町さんも入っております。その関係もございまして、せんだつても渡辺調整監と、それから鹿野都市整備部長とそれ以外の方もあと一、二名おられたと思いますが、伺った次第ですが、再度伺ってまいりまして、なおかつこの宝江川だけに限らず、これぐらい危険なことが高まっている部分がないのかということのを要望書としてつくりまして、先ほど渡辺調整監が申しましたとおり、早急に行ってまいります。その上でどのような回答が出てくるかどうか。県のほうも非常に財政は逼迫しているとは思いますが、逼迫の問題とこれは基本的に違ふわけですから、そこら辺は強く強く要望を出してこようかなと思っておりますので、この議会の終了後、早速そのような要望書をまずつくってみたいと思っております。

また、そのときの御返事とか、そういったことも次の議会のときには御返事ができるんじゃないかなと思っておりますので、まずはそのようなことで、リスクが高まっておるといって、それと同時に、非常に3本の水路では量が確保できないというところを強調しながら要望書を出してまいりますので、そのようなことで、きょうのところはよろしく願いいたします。

〔12番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 清水君。

○12番（清水 治君） 今後、瑞穂市で行っております公共下水道事業の中で水路等も一緒に整備をしていくというのが基本ですけれども、古橋地域について、下水の処理を待っているのは本当に被害が拡大してしまうというようなことがあると思いますので、市民の安全で安心な生活ができるよう、早急な対応をお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小川勝範君） 以上で清水治君の質問を終わります。

では、議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。午後の再開は1時から再開をいたします。傍聴者の方も午後からも傍聴をお願いしたいと思います。大変御苦勞さんでした。

休憩 午前11時30分

再開 午後0時58分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

6番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 議席番号6番 庄田昭人。

議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

本日のテーマは「知恵をしばって未来へ創造」とさせていただきます、これからの瑞穂市をどのように進めるのかと大切な年であると考え、質問させていただきます。

地方分権に伴い、地方行政において、住民意向への対応とともに、健全性や活性化のほか、民間や地域の力を活用した効率的な事務事業を推進するなど、新しい時代にふさわしい行財政改革を進めていくことが必要です。

今年度中に策定される総合計画が法による義務づけ、したがって、形式的なものでなく、今後の瑞穂市の最高位に位置づけされる総合計画となるようにしていただきたい。そのためには、第1次総合計画の総括や評価などをしていただき、基本計画の見直しやプロセスの改善をどのように行っていくのかが疑問となる。総合計画に位置づけされた事業と新事業を予算化してしまうことの優先度を考えていく必要があるのではと考える。総合計画どおり、十分な財源が確保できるとは限らない。未来へは、財政全体を視野に入れて、事業選択が不可欠であり、方向を間違えれば将来に大きなツケを回すことや、取り返しのつかないことにならぬよう、優先する事業を明確化しなければならないのではないかと考える。

総合計画の課題と展望とされた著書では、時代状況からいって、施策の優先度については、現場の状況を知る部署の職員であることを考えれば、それぞれの部・課に優先順位づけの権限を一義的に与えることが適当であろう。行政改革など、喫緊の問題として取り組まれた時代は、多くの首長から管理系の部署へ、そして事業系の部署へとトップダウン型の流れがあったと言える。そうしたときに、管理系の職員がエリート視される傾向が強かった。

しかし、これからの時代は、現場の課題に日々接している事業系の職場の職員でなければわからないことが増してくる。そのためには、事業系の職員たちの政策形成能力やコミュニケーション力などに期待せざるを得なくなる。いわばボトムアップ型の体制が機能する行政へと変える必要があると書いてある。

本日のテーマは「知恵をしぼって未来へ創造」となります。政策形成能力やコミュニケーション力が職員の能力を最大限に生かせる職場であるべきと考え、本日の質問は4点、総合計画について、交付金対策について、瑞穂市の自然環境について、地方行政教育制度についてです。

以下は、質問席よりさせていただきます。

瑞穂市の第2次総合計画策定についてお伺いをいたします。

6月11日の全員協議会にて総合計画策定の説明がなされましたが、それぞれに課題が上げられていたが、その課題の多くがそもそも論であり、原点に問題があるのではないかと感じた。それは、第1次総合計画の検証がなされなければ、基本計画の見直しの意義やプロセスの改善の意義が今後の総合計画に生かされず、アンケートを集約しただけのことになってしまっただけでは、市民の声と財政計画、市長の政策が行政運営に反映されるのであれば、まずは第1次総合計画が各部内にて検証されるべきだと考えるが、検証されたことはあるのか。

また、全員協議会で配付された資料の課題3の④では、内部、課・部の横断的な検証はどのように進めるのかと書いてあるので、その部分についてお伺いをいたします。

○議長（小川勝範君） 企画部長 森和之君。

○企画部長（森 和之君） 庄田議員さんの第1次総合計画の検証についてという御質問にお答えをいたします。

御質問の第1次総合計画の各部署における検証については、平成26年9月の庄田議員からの一般質問において、第2次総合計画では第1次総合計画の総括を行うのかどうかという御質問に対して、当時の奥田副市長が総括を行うということで答弁をしております。

その後における検証の手順としましては、第1次総合計画の総括を6つの分野において、施策目標に応じて実施した事業を各課において分析をし、その事業ごとに成果と結果を各課において協議し、さらに今後につなげるべき課題や懸案事項を作成しております。

各課で作成したものを第1次総合計画の成果と課題という一覧にまとめて、若手職員を中心とした総合計画プロジェクトチームや各課における課長補佐級職員による幹事会で横断的に検討して検証を進めました。

その結果、課題と成果及び懸案事項を26年10月28日の第3回総合計画策定委員会のほうで報告をしております。その後、第1次総合計画の成果と課題をさらにわかりやすく整理したものを、ことし、27年の1月26日の第3回総合計画策定審議会において報告をしております。以上が検証に係る一連の答弁とさせていただきます。

[6 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 庄田君。

○6 番（庄田昭人君） 前回配られた6月11日の資料で、今言われたのは27年1月からの第3回の審議会での報告ということでありました。そのことについて、私はこの資料の中から読み取ってしまいましたので、この資料の中で答弁された検証が理解できなかったといったところで、今回の検証はされたのかというようなことを確認させていただきました。

また、資料の課題では、2次策定前に1次の検証がどのような評価がされたのか、次期総合計画の策定事業へは検証があり、評価を踏まえて知恵を絞って作成されるべきと言われていますが、ただいまの森企画部長の答弁と、さらに今後の評価を踏まえたことについて、どのように進められていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 先ほどの御質問でも少し触れましたが、先ほど申しましたとおり、第1次総合計画の総括を行い、第2次総合計画を策定すべきということで、そうしてきております。

今、庄田議員さんから御指摘というか、御質問をいただきましたどのような評価がされてきたということで、この評価の内容について少しお話をさせていただきます。

この評価というのは、マルとか三角とかバツで評価したものではありませんので、その数をお示しすることにはなりません。私なりに簡単に分析をしますが、実際に実施しましたほとんどの事業で大なり小なりの成果が出ています。

例えば、治水事業では、新堀川、花塚、別府という排水機場の新設や改修で機能を強化しています。残るは五六西部排水機場の整備となっています。

その他では、今後とも継続していくもの、また継続して評価を見るものということで、防災行政無線のデジタル化の推進とか、橋梁の長寿命化対策、西部縦貫道の継続整備、岐阜・巢南・大野線の継続整備、さらには国道21号の完全6車線化などの道路の整備、さらには公共交通の整備、学校教育施設の整備などがありますが、中でも公共下水道整備、駅前開発、企業誘致、大月地区の用地の問題、さらに市役所庁舎の改修など、事業の課題、懸案となることが山積と申しますか、多く出ているということでこの評価とさせていただきます。

[6 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 庄田君。

○6 番（庄田昭人君） それぞれの事業の評価がされておるということで、今報告にあったことがさらに次に生かされる、また評価がされるべきだと思っておりますので、また引き続き、まだまだ山積した事業については2次にも含めて、さらにどのように進めるのかということも上げていただきたい。

さらに、新市長におかれましては、市長の施策が今後の計画期間内において、この27年度中において、その施策とこの総合計画の整合性がとれていくのかも伺いをいたしたいと思えます。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 市長の任期と総合計画の期間ということの御質問になります。

第1回、第2回の策定委員会でもこの点については十分な審議を行いました。市長選挙におけるマニフェストを総合計画に反映させるべきか、市長の任期と計画期間をどのように審議していくのか、進めていくのかということで、審議の結果としましては、マニフェストに掲げる施策を実施する根拠、施策展開、目標や予算などの調整すべき事項の検討を行い、総合計画に取り入れるということで結論づけています。

市長の任期と総合計画の期間との調整では、ことしが市長選挙があり、総合計画を今年度作成し、来年度から開始されるということで、現在策定中の総合計画には市長のマニフェストを調整して反映することが可能です。ですから、今後、棚橋市長のマニフェストを総合計画に反映するような手順を進めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 庄田君。

○6番（庄田昭人君） それでは、これらの進められる総合計画が今年度中に策定されるのか、さらにスケジュールはどのようになっているのか、伺いをいたします。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 現在進めております第2次総合計画は今年度中に策定をしたいというふうに考えております。

現在の状況は、第1次総合計画の総括の結果である課題と懸案事項を各課において、市民検討会議の意見や市民アンケートの結果を踏まえて、施策に取り入れる素案策定をしております。

次に、各課で策定した個別計画がございます。この個別計画、子育て支援計画や福祉部における老人、あるいは障害者、介護などの計画などの内容で、新しいものや必要のあるものを取り入れていきます。

さらに、現在策定中の公共施設総合管理計画やまち・ひと・しごとの先行型事業の総括、さらに総合戦略の策定の内容も取り入れるような作業をしていきます。そして、それと並行して、先ほど申しましたが、棚橋市長のマニフェストも取り入れていくような考えでおります。

議会の皆様方には、現在までの進捗状況の報告を9月の議会で予定をしております。10月、11月には、市民の皆様には市民懇談会を通じて御説明をして、御意見をいただくように考えております。

第2次総合計画は、本来ですと12月議会で御承認をいただき、28年度の予算に反映できるよ

う進めていくのが本来なんです、御質問の、市長のマニフェストの反映や公共施設管理計画、またまち・ひと・しごとの先行型事業の総括、さらに総合戦略の内容などの状況を考えると、12月議会において主要部分を御説明し、新年度予算に反映できるよう進めていき、3月議会で総合計画の議会承認をいただくように進めている次第でございます。

[6番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 庄田君。

○6番（庄田昭人君） 瑞穂市の最高位の計画となりますようお願いし、また今後には、財政運営化を考えるのならば、職員の施策形成能力が必要であると考えます。

そこで、次の質問は交付金対策、補助金対策ということで質問をさせていただきます。

平成25年9月議会でも質問した地域元気交付金は、緊急経済対策基金ということで、総額約10億1,200万円計上して約3億円と見込んだ交付金は、1次分が28万1,000円であったことや、前回のプレミアム商品券においても、他市町では早くより対策を立て、基金に繰り入れるような条例が策定され、より交付金を生かされるようにされてきたが、見込み違いとか皮算用とか、今後はこのようなことがないようにと答弁されてきたが、今後は今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略に生かしていかなければならない。瑞穂市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けてと全員協議会にて説明があったが、瑞穂市では、地方版総合戦略の策定期間を平成28年3月で計画しており、タイプⅡの申請は実施しない予定、タイプⅠについては、現段階で申請を行う予定である。国の事業審査にて交付を決定することとなるが、国からの交付決定後、予算措置し、年度末までに事業の執行完了が必要となるタイプⅡの申請は実施しない予定としているが、知恵を絞ってでも積極的に国の施策を利用するべきでないのか、お伺いをいたします。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 交付金対策の御質問というふうに捉えております。

御質問の平成25年9月議会における地域元気交付金において、見込み違い、見当違いということでございました。国の補助事業に該当していることが第1条件になり、その事業が地方の負担分が起債の対象であり、さらに交付金の充当先事業が市の単独事業であるというような複雑で二重、三重の構造で、今までにはない、理解しにくい制度でございました。

しかし、これは理由にはなりません。現実問題として、管理職は過程ではなく結果だと思っておりますので、過去の事例をうのみにしたり、情報の先取りの必要性、さらにみずから積極的に県などに出向き、動いていかなかったことを反省しております。

この反省をまち・ひと・しごと総合戦略に生かすというような御質問ですが、今回のまち・ひと・しごと創生先行型事業や上乗せ交付金、あるいは総合戦略においても、評価指標や目標設定、さらには先駆性という交付基準になっており、大変複雑でハードルが高いものになって

います。国・県の動向や市町村の状況、民間の状況をつぶさに見て対応していかなければならないと考えているところです。

御質問の上乗せ交付金ということになりますが、現在策定中であります地方版総合戦略の上乗せ交付金には、先ほどの御質問のとおり2種類がございます。

まず、タイプⅠは、6つの事業の分野で、その事業にビッグデータや実績評価、検証の仕組みがあり、かつワンストップで広域連携、民間、NPOなどを活用し、いわゆる先駆性が伴ったものを8月31日までに計画し、報告しないとなりません。

タイプⅡは、10月30日までに地方版総合戦略を策定することを前提に、地方公共団体におおむね1,000万を目安に交付される事業になります。

当市では、現在策定しております第2次総合計画ですが、まちづくり基本条例による市民協働参画を取り入れ、若手職員によるプロジェクトチームが主体となって意見交換をしながら進めています。この総合計画との整合性を考えた場合、またビッグデータの分析を朝日大学のほうにお願いしており、これらの進捗状況を考えると、10月30日までに総合戦略を策定することは難しいものと考えていましたが、さきの全員協議会での御指摘もあり、私自身も腑に落ちないといえますか、確認したいところがありまして、見当違いにならないためにも、すぐに県のほうに出向き、当市の状況をよく説明し、総合計画との整合性やビッグデータの分析の反映ということで、来年の3月に変更ができるように聞いてもらいました。持ち帰りまして、担当課と調整し、10月30日までに策定するようなスケジュールに切りかえました。この時期は、実は企画財政課では国勢調査とも重なっており、そのあたり職員の状況も心配はします。

また、2つ目の今のタイプⅡにつきましても、10月30日までに総合戦略を策定すればよいものではなく、交付されるおおむね1,000万円の事業を想定して今年度中に実施をしなければなりません。

そこで、現在その事業についても考えております。県の事業であります清流の国ぎふっこ応援券が、第1子が出生するごとに5万円、2万円、第2子、3子とふえていきますが、実はこの事業はことしの12月31日までに出生した人が対象です。このような事業を市が補完し、来年の3月31日までに出生される方に対応できないかということも現在検討をしています。

また、子育て応援事業としまして、2歳ぐらいまでの赤ちゃんのいる世帯には必ず毎日紙おむつのごみが出てきます。そのおむつの量は結構な量になります。そこで、市の指定のごみ袋を配付して、子育てを応援するような事業も考えています。

先ほど申しましたタイプⅠにつきましては、6つの分野の事業の中で、その事業がビッグデータや実績評価、検証の仕組みがあり、なおかつワンストップ、広域連携、民間、NPOなどを活用した、いわゆる先駆性が高いということが備わらないとタイプⅠの内定を得ることは難しいとされていますが、こちらについてもトライをしていきたいというふうに考えています。

7月から他市町やコンサルタント会社、金融機関の成長戦略部や大学などに出向き、情報収集に行く計画でございます。これらも前回の反省を生かすというように考えています。

議員の皆様方におかれましても、何かと情報や提案がございましたら、よろしく願いをいたします。長くなってしまいましたが、以上で答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 庄田君。

○6番（庄田昭人君） タイプⅡの10月30日まで、前回の説明では申請しないということですが、やはりここは知恵を絞って積極的に国・県に出向き、この部分をしっかりと施策に利用していただきたい、そのように考えさせていただきます。

また、この施策として、交付金、補助金ということで、今年度、27年度に予算化された国の施策として、6次産業化ネットワーク事業として、国の補助金を活用して、農業者と食品業者、流通事業者が連携して行う6次産業化の取り組みを支援する事業について予算化されてきたが、この6次産業化事業については、説明のときにはマンゴーでという説明があったが、その補助金事業についてどのようになったのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 都市整備部長 鹿野政和君。

○都市整備部長（鹿野政和君） 庄田議員の御質問にお答えいたします。

平成27年度の主要事業という中で、私どものほうで6次産業化ネットワーク、県の交付金ということで、予算としては2,555万8,000円を計上させていただいております。これは、今御説明のとおり、森地区でマンゴーを使った6次産業をやりたいという事業者さんがおられるということで、国の認定を受け、国の補助金が県におり、市におりてくるということで、その金額を市から事業者にお支払いするというような形のシステムになっております。

現在のところ、実はこちらの事業者さんのほうから、その事業についての取り下げの申し出が出ておまして、これにつきましては4月23日付で取り下げのほうが市長宛てで出ておるといような状況でございます。これにつきましては、実際のところ、事業計画について再検討したところ、実際に事業が成立しないだとか、あと県道の岐阜・巣南・大野線バイパスの沿線でやられるという計画の中で、その辺の道路の延伸がまだされないといようなところもありまして、不確かな要素がある中でその事業が実際に計画されていたところがなかなか難しいといようなことで、不可能ということを判断されて取り下げがあるということだけはお知らせさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 庄田君。

○6番（庄田昭人君） 6次産業についての私の耳に入ったところによると、取り下げではなく、さらに継続してやっていきたいんだといようなこともちらっと聞いたような記憶であります

が、取り下げということはまことに残念なことではないかなというふうに思います。予算化された事業でありますので、今後どのようにするのか、さらにしっかりと国の事業と認定をされるよう取り計らってきたことだと思いますので、お願いを申し上げたいと思います。

さらに、自然環境について質問をさせていただきたいと思います。

瑞穂市には、自然が残っていると思われる地域があります。都市計画内、さらに外にも今後残さなければならない自然環境があるのではないかと。

しかし、都市化、災害、安心・安全のまちづくりなど総合的に考えなければならないが、守らなくてはならないまちづくりもあるのではないかと考えるが、市内の自然環境における希少動植物の生態はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（小川勝範君） 環境水道部長 相浦要君。

○環境水道部長（相浦 要君） 庄田議員の御質問にお答えさせていただきます。

瑞穂市内で、今後残さなければならない自然環境があるのではないかとという御質問ですが、瑞穂市内の自然環境の中でも、特に希少な動植物の保護について回答させていただきます。

特に、岐阜県レッドデータブックの絶滅危惧1類にありますハリヨは、瑞穂市文化財保護条例により生息地が指定され、現在も保護されています。市内には河川が多く、まだまだ自然環境が残されており、議員御指摘のとおり希少動植物の生息も確認されています。

また、小魚を餌にする清流の鳥であるカワセミなども見ることができ、守るべき自然環境は残っています。これらの希少動植物の生息地の保全、水質を含む河川環境の保全について推進すべきであると考えます。河川管理者である国・県は、河川の生物調査を実施し、自然環境に配慮した河川改修工事などを行っています。

市としても、このような取り組みを推進するとともに、定期的な水質検査を行い、下水道事業など水質環境改善事業に努めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 庄田君。

○6番（庄田昭人君） ハリヨ、カワセミなど、生息する絶滅危惧種があるという報告であります。絶滅危惧種が私の聞いたところでは、センパラなども生息していると言われております。他県から釣りに来て捕獲されるところも確認をされている。残さなければならない環境へは、知恵を絞ってでも、どのようにしなければならないのかを早期に対応すべきだと考えます。

また、先ほど県に出向き、知恵を絞ってといった部分の中から、ここで少し説明をさせていただきますが、岐阜県には森林や清流などの自然環境の保全を目的に、平成24年度から始めた清流の国ぎふ森林・環境基金事業、森林整備だけでなく、生物多様性の保全、公共施設の木造化など、幅広い事業メニューがある。

また、決められた事業メニューのほかに、市町村やNPOなどの団体がみずから事業を企画

して、県に提案し、予算を獲得するという特徴的な事業もある。この提案事業を活用して、例えば大垣市はハリヨの生息調査を、中津川市では希少生物に悪影響を及ぼす外来種の調査や駆除活動を、そのほか市町村でもさまざまな取り組みが行われている。

この基金事業は、県民税均等割で納めている人が財源となる税金を納めており、個人は年間1,000円、法人は2,000円から8万円で、県全体で年間12億円に上る。単純に人口で案分すると、瑞穂市からは毎年3,200万円を納めていることになる。

一方で、使用状況から見ると、瑞穂市では、平成26年度には既定の事業メニューを使ってスクミリンゴガイ、通称ジャンボタニシの駆除を行い、95万円の助成を受けているのみである。

市町村が行う提案事業は、平成24年から平成26年までは県全体で計3億7,000万円の実績があるが、瑞穂市はこれまでに平成24年に67万円の申請をしたのみである。この事業申請にはまだ時間がありますので、この事業は100%補助事業でありますので、この事業を利用しなければならぬと私は考えますが、知恵を絞ってでも活用し、絶滅危惧種の保護などに活用するべきと思いますが、どのような考えがあるのかお伺いをさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 梶浦部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 森林環境税の御質問でございますけれども、瑞穂市内の水生動物についての調査は、1級河川長護寺川、宝江川の改修計画に伴い県が実施をしていますが、そのほかの調査は行われておらず、希少な動植物の把握がされていないのが現状であります。

希少動植物の保護の必要性の判断のためには、生息する場所や種類を調査することがまずは必要であると考えます。森林環境税を活用したらどうかという御質問ですが、森林環境税を活用した県補助事業の中に、清流の国ぎふ市町村提案事業の生物多様性・水環境保全という補助メニューがありますので、その活用について検討を行い、採択の可能性があれば今年度申請を行う計画をさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 庄田君。

○6番（庄田昭人君） 今のこの自然環境を守る方向としては、どのような方向が考えられるのかお伺いをいたします。

○議長（小川勝範君） 梶浦部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 議員御指摘の希少動物の保護について、まずは調査をして、その後、看板等の設置を行い、保護に努めていく方法があるかと思えます。

〔6番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 庄田君。

○6番（庄田昭人君） 知恵を絞ってでも、100%事業でありますので、しっかりとしてこの事業を進め、この瑞穂市の環境を少しでも守っていただきたい、そのように考えさせていただきます。

ます。

さらに、瑞穂市内には中山道があるが、その中山道においても、残さなければならないまちづくりとして、さらに地方創生先行型事業や県の推進事業などを利用して、中山道の整備や自然環境を守りながらも、観光へも視野を入れて、よりよい瑞穂市に合った補助金、交付金を活用すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市を貫きます中山道、特に美江寺宿跡は当市を代表する地域資源でありまして、庄田議員御指摘のとおり、後世に残さなければならない貴重な資源として、地元自治会、特に美江寺自治会におきましては精力的に諸活動に尽力していただいているところでございます。

市としましても、地方創生の趣旨に鑑みまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、これは地方創生の先行型と言いますが、これを活用しました事業支援を美江寺自治会に提案させていただき、去る5月17日日曜日でございますが、美江寺宿場まつりにおいて実施させていただいております。

具体的に申し上げますと、JR東海主催によるJRさわやかウォーキングをこの事業の日程に合わせて開催していただきまして、祭りの誘客を図った上で、中山道より美江寺宿のPR活動をしたところでございます。これに合わせて、中山道の案内看板を生津地内、馬場地内でそれぞれ1カ所ずつ、合計2基の設置を新たに行い、中山道を歩く方へのPRを行ったところでございます。

今後、さらに中山道のPRも必要であると考えておりますので、PR看板や、沿線にあります市の未利用地等を活用したあずまや等の整備も検討していきたいと考えております。

この整備の際には、市の財源負担を軽減するために、岐阜県清流の国ぎふづくり推進事業や、清流の国ぎふ市町村提案事業の採択を検討してまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 庄田君。

○6番（庄田昭人君） 補助金、交付金事業については、また企画部においてしっかりと、対策監もおられますので、さらにきちっと県などに出向き、無理に事業化することではありませんが、しっかりと国・県の情報を把握していただき、推進していただきたいと考えております。

次に、地方行政教育制度について、教育委員会制度についてどのように進めていくのかをお伺いさせていただきます。

3月議会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については可決いたしました。教育委員長と教育

長を一本化することは、責任体制が明確になるということはよいと考えるが、教育の権限が政治的中立性、継続性、安定を損なうおそれがあるのではとの思いで総括質疑をさせていただき、独立部局として政治の介入を妨げ、政治の中立性をと問うてきたが、今後は政治の中立性ということを保証されるという制度として、この総合教育会議を開催していくことが必要だと教育長は答弁された。

また、こういったものについては、今後総合教育会議を開催していく中で、法にのっとって公正に執行していくことをこれから十分準備していく必要があると答弁されているが、その後、教育長の思いを確認させていただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 教育長 横山博信君。

○教育長（横山博信君） 地教行法の改正によって、4つの大きな教育委員会制度の改革がございました。その中で、総合教育会議の設置という新しい内容がございますが、今まで市長と教育委員会、それぞれ独立した権限を持った執行機関として教育行政を推進してまいりましたが、さらなる密接な関係をもって教育行政を推進していくため、両者が対等に協議・調整を行うものとして首長が主催する総合教育会議が設けられました。

協議する内容も、1つは大綱の策定でございますし、2つ目は教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策でございます。3つ目は、児童・生徒の生命、身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置を検討することとされ、その協議事項については首長及び教育委員会の尊重義務を課すなど、民意を反映した自治体のトップと教育行政を執行する教育委員会との連携を図るということを目的として設置するものでございます。

ただ、あくまでもこの会議での協議事項は、これまでの首長及び教育委員会のそれぞれの執行機関としての権限を侵すものとはなっておりません。首長の補助機関という位置づけだと首長に権限が集中するわけですけれども、これまでどおり首長及び教育委員会それぞれの執行機関としてということでございますので、教育委員会の執行機関としての立場は変わっておりません。よって、これまでの教育の政治的中立性、継続性、安定性は担保されていると考えております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の3に大綱の策定等がございます。その第1項については、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするという規定はありますが、これによって市長が教育について権限を全面的に持つということではございません。その第1条の3の第4項に同じく併記されておるんですが、第1項の規定、今読んだ地方公共団体の長は大綱を定めるものとするという第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を — 第21条の事務というのは教育委員会の事務でございます — を管理し、または執行する権限を与えるものと解釈しては

ならないということで、首長が教育に介入をしてはならないというのが法で書かれておりますので、教育委員会としては政治的な中立性、それから継続性、安定性は担保されていると思っております。

以上のことから、これからの総合教育会議の中で、民意を代表した市長と連携を密に図りながら教育施策の総合的な推進を図っていくということで、総合教育会議の位置づけを教育委員会としては考えていると答弁させていただきます。以上です。

[6番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 庄田君。

○6番（庄田昭人君） 新しい施策が子供たち、児童・生徒たちに不利益になるようなことでは、私はそこについては大変不安なところがございます。この新しい事業について、教育改革について、市長から任命され、教育長の任期については3年。この立場からいうと、どうしても中立性からやや政治的になるのではないかな、強くなるのではないかなということを懸念させていただいております。この部分について、しっかりとした施策を瑞穂市としてつくっていただき、安定をした子供たちの教育力の向上を図っていただき、これからもよりよい教育行政をつくっていただき、さらに独立部局としての政治への中立性をしっかりと担保していただきたいと願うところであります。

また、その部分については、市長のお考えはいかがでしょう。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） ただいま庄田議員より、新教育委員会制度の進め方ということで御質問を頂戴しましたので、横山教育長から御説明させていただいた件、そして教育委員会と市長の立場、この立ち位置ということについて幾分補足させていただきます。

御質問の教育委員会制度についてですが、第1回瑞穂市総合教育会議を6月15日に開催いたしました。この会議は最初の1回目とありまして、教育委員会の各課の主要事業の説明をお聞きした後、教育委員から教育大綱策定にかかわる意見を聞きました。

次回は、日程は決めておりませんが、私が招集することになっております。準備が整えば開催して、教育大綱の策定に向けて進めてまいりたいと考えております。

私の考えは、私が生まれ育った故郷、我がまちを住みやすいまちとして、選ばれるまちとして、そのような瑞穂をつくりたいという思いと、その住みやすいまちは、子育ては親だけが担うものでなく、学校や企業、そして地域の皆さん、この方々に見守られ、支えられ、そして子供たちが健やかに育っていくもの、また子供たちがさまざまな経験、体験を通し、育っていくものと思えます。

今回の改正教育委員会制度については、市長が教育に関する関与が容易になったと言われてもおりますが、政治的な関与を行うつもりはありません。公平・中立を基本にやってまいる所

存でございます。

市長に権限がある予算編成や条例提案、教育委員会が策定する教育の方針と重点課題など、所管事務を調整することもあります。教育委員会があくまでも執行機関である以上、お互い尊重し、お互い連携していくことが第一と考えております。児童・生徒に生命、身体に被害が生じたり、生じるおそれがある場合、また災害など緊急時への対応やいじめへの対応、このようなことを重視していかないといけないと感じております。そのようなさまざまなことに対応できる教育委員会、そして市長としての立ち位置をしっかりと見きわめて、新しい教育委員会制度を進めていきたいと思っております。

[6 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 庄田君。

○6番（庄田昭人君） 新しい教育制度の中で、さらに市長の思いを組み入れていただき、やはり政治的介入のない、中立の教育行政をつくっていただきたい。

また、教育大綱をしっかりとしたもの、瑞穂市はこの教育大綱で進めるんだというようなしっかりとしたものを作成していただきたい、これが今後の瑞穂市の教育だ、教育をつくりあげるんだ、子供たち、生徒・児童の教育力の向上にはこのような施策が必要なんだというようなしっかりとした大綱をつくっていただきたいと考えております。

本日のテーマは「知恵をしぼって未来へ創造」とさせていただきました。地方分権に伴い、地方行政においては、住民意向への対応とともに、健全性や活性化のほか、民間や地域の力を活用した効率的な事務事業を推進するなど、新しい時代にふさわしい行政改革を進めていくことが必要だと考えております。今年度中に策定される総合計画が、今答弁されたことがしっかりと考えられ、今後の総合計画が財政全体も視野に入れた事業選択が不可欠であり、方向を間違えないように、将来への大きな負担とならぬよう作り直していただきたい。このままきちっとしたものをつくっていただきたいと思えます。

しかし、これからの時代は現場の課題が、日々接している職員の能力が必要であると私は考えております。そのため、職員の施策形成能力やコミュニケーション力など、期待をせざるを得ない、いわばボトムアップ、これは最初にも言いましたが、ボトムアップこそが体制が機能する行政に変えることが必要であるということが書かれておるこの本によっても示されているので、ここについてはさらに知恵を絞っていただき、よりよい瑞穂市となりますようお願いまして私の質問とさせていただきます。本日は、質問を終わらせていただきます。

○議長（小川勝範君） 以上で庄田昭人君の質問を終わります。

次に、松野藤四郎の発言を許可します。

松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番、民主党瑞穂会の松野でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして3問質問します。

最初に、3歳未満児の待機児童問題でございますけれども、これは再三質問をしております。ここ数年間質問しておりますけれども、細部の詰めがまだ十分できておりませんので、今回も行いました。

まず初めに、この平成27年の4月1日現在、瑞穂市に9園あるわけですがけれども、ここの児童数の関係、ゼロ歳が何人おるとか、1歳、あるいは5歳といった年齢別に教えてほしいとともに、保育士の数もこの4月1日現在でまず最初お願いをしたいと思います。

以下につきましては質問席から行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（小川勝範君） 教育次長 高田敏朗君。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、本年度4月1日現在の保育所の入所児童数、それから職員数について回答させていただきます。

27年4月1日、ゼロ歳児が7人、1歳児が89人、2歳児が92人、3歳児が359人、4歳児が369人、5歳児が305人で、合わせて1,221人です。いわゆる3歳未満児が188人で、3歳以上児が1,033人となっております。この未満児につきましては、前年が153名でしたので、35人の増となっております。

それから、職員の数ですがけれども、職員につきましては95名、それから補助職員については79名、派遣職員については11名です。前年と比べますと、職員については3名増、補助職員は11名増、派遣職員については10名増で24名の増となっております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 次長のほうから4月1日現在の児童数、それから保育士の人数について、それぞれお話をいただきました。

児童数については29名の増、それから職員は13名、これは3月1日現在と4月を比べていますので若干の数字の差はあるかと思っておりますけれども、これはふえています。これは認めますけれども、平成26年度に別府と本田第2は待機児童対策の関係で部屋の改修、あるいはいろんなことをして、未満児の待機児童を解消するというをやってきて、この4月1日現在で未満児の人数がふえてきた。先生もふえてきたと。これはわかるんですけども、なおかつ4月1日現在、待機児童が発生するというはなぜでしょうか。

○議長（小川勝範君） 高田次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですがけれども、瑞穂市全体でいいますと、南小学校区と穂積小学校区において、転入者や出生により増加している傾向がありますが、その自然的な増加理由よりも、保育所で支援を要する児童が多くなっている事実が問題としてあります。

毎年、入所前相談で支援の度合いを判定し、要支援児の度合いに応じて何人加配保育士が必

要かという基礎数値を作成しております。園児対保育士の割合が1対1から6対1までの判定となり、当該園児数は27年4月1日で174名に上りました。

また、延長保育を希望する児童数も多くなっておりまして、4月1日現在で別府保育所では11時間を超えて保育所にいる園児が52名いたと。

また、1対1で保育しなければならない要支援児が6名いたということで、保育時間が長いことに対応すること、それから支援を要する園児に対応することに対処するために保育士を多く必要としております。この保育士が確保できないことが待機児童をもたらす原因となっていると判断しております。ちなみに、現時点で要支援児は、先ほど4月1日で174名と言いましたが、13名増加して187名になっておりますし、未満児はまた新たに発生しておりまして、188人でしたが、今保育所にいるのは14名増加して202名となっております。以上です。

[8番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 待機児童の発生する要因としては、支援を要する児童が多い。それから延長、あるいは長時間の保育が多いから待機児童が発生すると。職員が確保できないから。

けれども、これは年度末にはわかっておるわけですね。その対策をしなあかんですわね。そして、新年を迎えて、新規の申し込み者を受け入れなければならないんですよ。そういう準備がなされていないということです。

じゃあ、4月1日現在7名の待機児童ということで新聞報道されておりますけれども、現在の状況として、待機児童は何名いるのか、未満児の。

○議長（小川勝範君） 高田次長。

○教育次長（高田敏朗君） 待機児童としましては、今も保育園から仕事をやめられて出ていく子もありますし、また新たに就職をされて子供を預ける方も見えますので、今の時点で何人ということはいえませんが、例えばこの4月以降、待機児童がいたということなんですけれども、27年4月1日現在で待機児童は7名だった。その後どうなったかということちょっと報告させていただきますと、待機児童として統計上は計上されていませんけど、いわゆる入所を希望された方がこの7名のほかに19名いて、この方々の多くが希望する保育所に入りたいという強い意志があり、利用可能な保育所を紹介しても断られるということから、保育に緊急性はないが、あきがあれば入りたいという方も見えます。

4月に7名いた待機児童の現在の状況ですが、4月以降、入所退所の移動で入所のあきができ7月に入所する方が3名、案内した保育所を辞退され、希望の保育所で待つ方が2名、自分で保育することになり、入所を辞退された方が1名、それから入所する事由である求職中の申請期間が3カ月を経過し、その後の動向が未定の方が1名となっております。これによって、4月1日に7名いた待機児童の方は待機児童から外れております。4月以降、新しく入所の申

し込みが22名ありました。この方々も7月に入所できるよう今保育所と連携をとって、先ほど14名未満児がふえたと言いましたけれども、188名から14名ふえて202名になったと言いましたけれども、4月以降の方が22名希望があって、そのうち14名が瑞穂市の保育所、6名が清流のほうに入っていております。

この結果、7月までに入所または入所予定者は20人で、それから7月の待機児童は今現在のところは2名と予想される場所ですが、まだこれは事務の調整をやっている状態で、どんどん声をかけていって、そこにあきが出て入りますと答えられれば、これもゼロになる可能性があるという状況です。

[8番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 4月1日現在で7名、それから5月、6月ずうっときて22名の応募があったと。ということは合計29名の申し込みがあったわけですがけれども、これが7月1日になりますと待機児童が2名になるというふうに解釈をすればいいんですね。

○議長（小川勝範君） 高田次長。

○教育次長（高田敏朗君） 先ほど言いましたように、まだ事務がどんどん動いておりますので、ゼロになる可能性もまだ残っておりますので、まだ今の時点ではっきりとそれは申せません。

[8番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） ゼロという可能性もあるわけですがけれども、それでは保育士の数は7月1日現在はどうなりますか。

○議長（小川勝範君） 高田次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今、5月1日の資料しか手元にありませんので、そちらのほうでお話をさせていただきますと、保育士が95名、補助保育士が81名、派遣が15名と、5月1日現在でそのような状況になっております。

[8番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 待機児童ゼロを目指して、職員等も若干はふえてきておりますけれども、正職は95でそのまま、補助は2名、派遣は4名の増ですね。それで7月1日を迎えるという格好で待機児童解消になるという計算でいいですかね。

○議長（小川勝範君） 高田次長。

○教育次長（高田敏朗君） まだ途中にも保育士は面接等をしておりまして、若干ふえると思いますが、そんなには多くは変わらないと思います。

[8番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 私の危惧するのは、広報等いろんな機会を使って保育士の募集をするんですけども、なかなか集まってこないというのが現状です。

数名しかふえていないという数字ですけども、これが本当に7月1日にはちゃんと仕事についてくれるかという人数ですね。多分これは無理だと思うんですね。

だから、危惧しておるのは、例えば、支援を要する子供は175人おるといってこの前の資料を見ました。これにかかわる補助職員とか派遣職員というのは、補助職員は四十何名、派遣は十何名ということで、かなりの方が支援のほうにお手伝いしたわけですね。募集してもなかなか人が集まらないから、支援のほうから職員を待機のほうへ持っていくという考えじゃないですか。

○議長（小川勝範君） 高田次長。

○教育次長（高田敏朗君） まず、要支援の子たちには、先ほど言いましたように、1人のお子さんに1人の保育士、2人のお子さんに1人の保育士を今つけております。今、3対1まで保育士をつけておりますが、そこから待機児童へ持っていくということはできません。というのは、それぞれクラス運営しておりますので、そういう子たちに保育士がついていないとクラス運営ができないということですので、要支援児から待機児童のほうへ保育士を持っていくという考えではありません。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 支援を要するお子さんが175名、あるいは174名という数字が出ておりますけれども、そういった支援を要するお子さん1人に対して1人の先生がつくと、2人に対して1人とかいろいろあるわけですけど、この175人のお子さんを補助とか派遣の職員で割りますと、大体1人当たりの先生が3.2ぐらいのお子さんを見ておるという計算になるわけですね、計算上ですよ。

なかなか募集しても集まらない。それを待機児童へ持っていけないから、派遣のほうから補助とか、そういう人を待機児童のほうへ回すといつて待機児童対策をしているというふうに私は解釈するんですけど、応募した人数がちゃんと集まってくればいいですよ。集まらなかった場合は待機児童になるのか、待機児童ゼロにするために支援のほうから人を持ってくるのか。

○議長（小川勝範君） 高田次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今、補助職員の数ですけども、現状でいいますと、実数として今84人の補助職員がいまして、未満児に対応しているのが、もちろん正職も未満児に対応しておりますので、補助職員で対応しているのが15人、要支援児に対応しているのが48人で、延長保育に対応しているのが14人、一時預かりと子育て支援センターということで、そこには6人か

7人というふうになっていまして、それでもまだ足りないので、派遣の職員さんをまた要支援とか延長保育のほうへ振り分けています。

未満児よりも要支援にかかわる保育士のほうが実は補助職員が多いという中で、まだ延長保育に携わる職員が14人、未満児が15人ですので、先ほども言いましたが、保育園を運営していくのに今重要になっているのが要支援児にかかわること、要支援児の子供たちを担当すること、それから未満児にかかわること、それから延長保育、こちらが今非常に重要なことになっていまして、要支援と延長のほうをしっかりと確保しないと未満児までにちょっと手が回らないというか、そこまで対応できないというところが今の現状です。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 待機児童は、2013年から13、14、15年、これは県下で瑞穂市だけです。この不名誉な点をぜひとも解消していただきたいというふうに思います。

次は、保育士の正職の問題ですけれども、市の一般行政の職員とは別になるわけですけれども、保育士の勤務日数といいますか、あるいは時間外、それから有給休暇の現状についてお尋ねします。

○議長（小川勝範君） 高田次長。

○教育次長（高田敏朗君） 正職員の勤務日数、それから時間外労働時間、有給休暇の関係ですけれども、平成26年度末に保育士が95名おりまして、人事担当課のデータによれば、年間時間外労働時間が1人当たり年73.8時間、平均有給取得日数が年3.16日となっております。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 保育士さんというのは仕事の内容が非常に濃くて、そして早朝から、それから夜の7時までという勤務状況があるわけですね。大変厳しいと思うんですよね。その中で、時間外労働が年間72時間、私はもっとやっているんじゃないかと。何か帰りが遅いような、いつも見かけるんですけれども、サービス超勤等をしているんじゃないかということも懸念されますので、それはきちんとやっぱり勤務に合った手当を出してほしいということと、有給休暇の問題ですけれども、3.何がしということですが、これはどんな企業へ行ったって有給休暇1人当たり3日を取得したというのはないと思うんです。もっと20日とか、目いっぱい持っている有給をとるわけですが、行政というところは住民基本といいますか、これは大事だということは職員それぞれ思っておりますけれども、やはり行政を預かる上位の部局長といいますか、そういった方がやはり労働環境といいますか、仕事の中身をよく把握しながら有給休暇を与えてほしいと。県の一般職を見たときに、ずうっと前に質問しましたが、県も7日か8日はとっていると思うんです。最低でも保育士は行政職員並みの有給休暇取

得をしてほしいというふうに強く要望しておきます。

それから、次の話はまた待機児童がふえた話ですけれども、保育所の民営化、あるいは待機児童の対策といった問題があるわけですけれども、前の市長さんはこの穂積保育所と本田第1、牛牧第1を廃止、それにかわる民間導入という民営化の話を進めておられたわけですけれども、きのうの説明によりますと、この3保育所については、小・中学校施設管理計画ですか、この中へ織り込んでやれば、建てかえの話ですね、待機児童は解消できるというきのうの次長の説明でもありましたし、文教の委員会の協議会の中だったと思いますけれども、当瑞穂市には保育所が9園あるんですけれども、どこかに1つ保育所をつくるというお話もされております。この1園をふやすというのは、公立でふやすのか民間でふやすのか。降って湧いた話ですけれども、詳細な説明はなかったと思います。

新市長にお尋ねしますけれども、待機児童解消対策のために、民間とのいろんな連携はもちろんあるわけですけれども、3園を廃止して民間保育所にするとか、1つの保育所をふやすとかという話がございますが、市長さんのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず、松野議員さんの民営化についてというところと、それから前堀市長が後半のところで行おうとしておられました3園、本田第1保育所、牛牧第1保育所、そして穂積保育所を民間のほうに移譲するというお話でございますが、まず、私が就任しましてから一番最初、関係各所と話し合いました、まずこの3園の民間への移譲ということは基本的にはやらないといえますか、それを前提とすることはもう一切考えないと。そのかわり、この3園をお母さん、お父さんから人気が出るような施設に何とか直せないかと、そんなふうに思っている次第でございます。ですから、3園を民間に移譲することは全く考えておりません。

それから、その次、民間からの力をどこかでおかりするのかというお話がございますが、これは常にアンテナとして張りめぐらしておりまして、高田次長のほうからも以前に御説明があったと思いますが、いろんなところへ瑞穂のほうへ進出してくださいと。瑞穂の中にはまだまだ入っていただけるような余地も当然あると思いますし、ぜひともお入りいただけませんかということでアンテナを上げて、ほかのところへさまざまな誘致といえますか、来ていただきたいというエールは送ってございます。そんなような状況でございます。

その結果につきましては、また教育次長のほうから多少報告してもいいとは思いますが、まだしっかりとした回答は来ていないように私は聞いております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 新市長さんからお言葉をいただきましたんですけれども、3園について

ては地域要望等もいろいろありますし、やはり昔からある地域の保育所ですので、これは建てかえを含めて今後とも継続していくというようなニュアンスで受け取ってよろしいわけですね。もう1つは、要は民間の窓口も広げておりますよということでもいいですね。

教育長さんは、先日1園をふやすと言われましたが、これは窓口を広げている民のほうで解釈したらいいですか。どこにつくりますか。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 文教協議会でお話ししたことを上げていただきましたが、これは現在未満児をお預かりするのに施設を改修してきたことと、保育士を拡充してきたことの流れの中での説明でございました。

というのは、合併当初、保育所で合計1,082人をお預かりしておったんですが、平成27年は1,221名をお預かりしております。都合、合併以降139名のお子様がふえているというところで、9園で少しずつ施設を改修してももう限界があるという話をしました。したがって、中の保育所とか別府の保育所で未満児のスペースをつくらうとしてきたけれども、もう限界ですよ。だから、今の9園は大事にしながら、もう1園つくらないと、これから10年ふえていく子供たちの受け皿にはならないですよということで、あと1園つくっていただきたいという旨の話をしました。それが民間なのか公立なのかというのはこれからの話でございます。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） きのうの次長さんの説明によりますと、3保育所を建てかえれば、10年間は待機児童対策ができるという話だったというふうに思いますが、違いますか。

待機児童を解消するには、この3園を建てかえれば大丈夫ですよ。1園ふやすという話はされなかったでしょう。

○議長（小川勝範君） 高田次長。

○教育次長（高田敏朗君） この3園につきましては、当然、今未満児がない園が2園ありますので、それを、例えば建て直すとする、その建て直すときに当然未満児も受け入れてということなんですよね。

ですけれども、今後10年、それはそれで一応未満児対応するということですので、それだけの受け皿はできますので、それはいいんですが、全体として10年、人口が増加していくときに、それに耐えられる数かどうかというのはちょっとわかりません、それは。ですから、それを超えて未満児がふえるということであれば、もう1園必要だということですよ。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） きのうのくまがいさんの中の答弁とちょっと合わないんですけれども、

僕は文教委員会におりますから、1回そこはもう少し詳しく教えていただきたいというふう思います。

時間の関係上、次へ行きますけれども、生活困窮者支援対策の現状についてでございますけれども、この4月から生活困窮者自立支援事業が開始をされております。内容については、生活に困り事や不安を抱えている方や社会とのかかわりに不安、また離職により住居を失った方、あるいは失うおそれのある方等についての支援を行うものでございますけれども、事業主体は社会福祉協議会が行い、専門支援員が窓口相談となって一人一人の支援計画、あるいはそれを作成して支援のお手伝いをするわけですけれども、現在までの状況についてお尋ねをしたいというふうに思っております。これは福祉の関係だと思います。

○議長（小川勝範君） 福祉部長 広瀬充利君。

○福祉部長（広瀬充利君） 松野議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の生活困窮者相談支援制度の相談内容とその件数ということでよろしいでしょうか。

その件数につきましては、5月末現在でございますが、受け付け件数が16件でございます。

内容につきましてはいろいろございますが、電話相談を含めた延べ相談回数は76回ございまして、そのうち4件については支援計画の作成を実施している状況でございます。

内訳は、4月に7件、そして5月に9件、合わせて合計16件ということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 5月末現在で16件ということで、16人の方が相談等に窓口へ来られたということで、一人一人面談をされて、その人の実態に合った計画書を作成されたのが4件ということですね。

内容については、それぞれ個人情報に関係がありますから聞きませんが、やはりこういった生活困窮者の方を支援するには、やはり福祉部の福祉課、1つの課だけでは僕はだめだと思うんですね。税金を払えない方、あるいは年金の掛金を払えないとか、いろんな方が多種多様に見えるわけですので、1課だけでは、一部のところだけではできないということです。やはり市役所全体の各部門が連携をして取り組んでいく制度だというふうに思っていますけれども、そういったところはちゃんとできているのか、組織的に各横の連携というのはできていますか。

○議長（小川勝範君） 広瀬部長。

○福祉部長（広瀬充利君） ただいまの他部署との連携ということかと思いますが、市内の連携につきましては、市職員を対象とした研修の実施やら、また部長会議を通じて各課に対して事

業内容の周知を行っているところでございます。

また、必要に応じて生活困窮者支援調整会議設置要綱に基づき、関連する部署、他機関に対して支援調整会議の出席を依頼し、問題解決に向けて検討を行うことで連携を図る予定でございます。その他にも、計画に基づいて相談支援員が市の各部署に同行しまして、相談者の税情報、保険の加入状況等を本人確認の上で市の担当者と一緒に対応しているところでございます。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） まだまだ質問事項がございますので簡潔にいきますけれども、この生活保護を受ける前の制度ですけれども、生活困窮者というのは。こういった方に対して早期発見といいますか、これが非常に大事だと思うんですね。生活保護を受ける前の困窮者を支援するわけですから、そういった方を発見、把握して、例えば就労支援につながっていくというような格好になっていくわけですけれども、こういったことが非常に大事ではないかというふうに思っていますし、例えば就労支援の計画で作成され、どこかの企業へ訓練とかに行くわけですけれども、行って、そこで技術等を身につけて、その方が訓練を終了した場合に、例えばそういった方は訓練中は多分どこかで支援金というのは、生活の補助金といいますか、支援するお金は多分出ると思うんですけれども、訓練が終わった後に、果たしてそのときに、本当にそういった企業へ就職できるのか、そこを心配しておるんですけれども、そこまで社協といいますか、そこは面倒を見てくれるのか確認をしておきます。

○議長（小川勝範君） 広瀬部長。

○福祉部長（広瀬充利君） ただいまの御質問の1つ目かと思いますが、早期発見は重要であるということで、その対応、調査把握といいますか、そういうことかと思いますが、調査把握につきましても、実際にさまざまなお宅を訪問する機会のある民生児童委員の方や自治会長さん、あるいは介護支援専門員からのつながりが想定されるため、現在、民生児童委員の総会、あるいは市内の居宅介護支援事業所の連絡会で社協職員より事業説明を行っているところであります。

訪問先で気になる事例がある場合は社協に御連絡いただくように周知しているところです。包括支援センターや在宅支援センターに関しても同様の周知を行っているところでございます。そうした連絡があった場合には、必要に応じて訪問を行うなどし、早期の把握のための効率的な方策を見出すよう努力しているところです。実際に民生児童委員や介護支援専門員を通じて把握し、支援を行っているケースもございます。

2点目の就労訓練事業ということでよろしいでしょうか。

就労訓練事業で、そういった就業に最終的に結びついたかという質問かと思いますが、就労訓練事業は現在は一般就労とか、いわゆる福祉就労の中間に位置づけるものでありまして、一

般就労に向けた就労体験の訓練を行うものと思っております。本人の状況を鑑みて支援するものですが、就労訓練事業については岐阜県が認定を行い、各市町の自立相談支援機関が個々に合ったプランをあっせんし、事業を開始することになります。

現在、岐阜県においては、お伺いしますと認定事業所はありませんということでございます。岐阜市にも確認をしましたところ、ゼロ件ということでございます。

就労支援員は就労訓練事業所の開拓も業務となっており、貸し付け等の対象外で早期の収入確保を必要とされるケースがあり、市内の企業に依頼して就労の場を提供していただくこともありますし、事業所、あるいはNPOの理解が重要となると考えております。

就労訓練事業が開始された場合は、非雇用型と雇用型ということで2種類がございますが、どちらにしましても就労支援担当者を事業所が配置しまして、支援計画の策定やら自立相談支援機関との連携を行うことによって、支援を要せず自立的に就労する、いわゆる一般就労できることを最終目的としているものでございます。

もう1つ、就労準備事業というのがあるかと思いますが、そういったことは県下においても、県内、各務原市や恵那市、中津川の3市が実施している状況でございます。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） この制度はこの4月から始まったばかりですので、これからの課題を含めてあるわけですが、要は生活保護とは違うんですね。生活保護というのは最後の最後のセーフティーネットであるけれども、その一歩手前のもう一つ網があるわけですね。そこでしっかりこの制度を利用してやっていけば、生活保護を受けなくて、一般の人と同じように豊かな生活ができるといいますか、健康で安心した生活ができるという人をつくり出す制度ですので、そこを今後ともこの行政といいますか、事業主体である社協、あるいは行政も一丸となってやっていただきたいというふうに思っています。

時間がございませんので飛びます。申しわけないですが、よろしいですか。

○議長（小川勝範君） はい。

○8番（松野藤四郎君） まとめていきます。

社協が1階へ来ます。2階は、現在といいますか、次の利用がまだ決まっておりません。それから、2階にもお風呂がございます。これは結構入浴をされておりますけれども、今後どうするのか。あるいは、2階を有効に活用するためには、先般、3月にも質問しました別府の空き店舗を利用することを含めてどうかということで通告してありますけれども、手短によろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 広瀬部長。

○福祉部長（広瀬充利君） ただいまの総合センターの関係でございますが、社会福祉協議会が1階に移動し、福祉総合相談センターあいあいとして、福祉分野における総合的な相談窓口として相談業務を開始することになっております。7月1日からの開始ということではございますが、現在、土・日で移動しまして、月曜日から1階に配置できている状況でございます。

また、その生活困窮者自立支援法の目指すところは住居の確保や就労支援ということで、生活困窮者の自立の促進であると同時に、生活困窮者の支援を通じた地域づくりにあると思っております。つまり、地域にさまざまな社会資源による複合的な支援体制づくりによる地域力アップを考えております。

さらに、昨年来、議会でも話題になっております地域包括支援ケアシステム、医療、介護、住まい、介護予防、そして生活支援の5つの要素が一体的に提供されることが求められておりますので、そんな中で介護予防、生活支援における担い手として期待されるのは、従来の事業所だけでなく、地域に暮らす地域住民によるボランティア活動、自治会、民生児童委員、老人クラブ、NPOなど、さまざまな地域主体、機関であります。これらの多様な地域主体、機関と連携して自助、互助を最大限活用することが必要となっておりますので、そういった方向で地域資源がネットワークを構築する地域ケアの目指す支え合いの地域づくりを進めなければならないと考えております。

地域交流スペースとしての活用や高齢者、障害者の集うことのできる場、要支援も参加できる住民運営の集いの場としての活用といった地域の拠点として考えていきたいと思っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野議員。

○8番（松野藤四郎君） 通告してあるまだ1つの議題がございますので、今の跡地利用を含めた話ですけれども、簡潔にひとつお願いしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 総合センターの2階につきましては、今、福祉部長のほうから説明があったとおりでございますが、将来的には全ての執務を1カ所ですするというのが本来だと思っておりますが、大変いろんな事業が立て込んでおりますので、なかなか一気に難しいと思っております。

また、皆様方のお宅には、公共施設の管理計画というもので、今の現状をまたお知らせをすることがあるかと思っておりますけれども、その中にもお示ししておりますけれども、やはり鉄筋コンクリートのしっかりした建物については、ある程度の大規模改修をやりまして、60年から70年ということが基本だというふうに考えております。

また、今御質問の別府のパチンコ屋さんの建物でございますけれども、この建物も非常に、

ある意味でいけばこの庁舎に近いということ、それから駐車場もあります。多世代の交流とか多機能型の福祉拠点とか、活用の仕方としては非常に魅力のある建物ではあるかと思いますが、現在の庁舎に本当に隣接しておれば、また皆様方と相談ということもあろうかと思いますが、将来、建物を1カ所にするということも含めて考えますと、今すぐということにはちょっと慎重にならざるを得ないというふうに考えております。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 最後ですが、道の駅を中心とした障害者向けコンパクトシティー整備という事業についてでございますけれども、これは平成26年度の当初予算に予算化、1,242万円が計上され執行されております。この内容についてはPFIの可能性調査の予算でございますけれども、26年度予算でやっておるわけですが、もう次、27年度になりましたので、調査結果が出ておるといふふうに感じておりますけれども、PFIの可能性事業調査についての調査結果について、ひとつお答えを願いたいと思います。

○議長（小川勝範君） 広瀬部長。

○福祉部長（広瀬充利君） ただいま御質問のPFIの調査でございますが、本調査は、地域課題である障害者福祉就労環境の向上を図るため、道の駅を拠点としました障害者福祉施設を整備し、農産物、あるいは6次産業化による障害者向けのコンパクトシティーを創出する上での官民連携手法の導入について調査・検討してまいりました。

平成26年度の予算のうち歳出予算は540万、入りも出も両方540万ということで、全額国庫補助で賄った調査事業でございます。

施設の概要につきましては、議員御承知かと思いますが、敷地面積約2ヘクタール、建築面積約2,800平方メートルで、公共施設は道の駅、民間施設は障害者福祉施設、あるいは農産物生産加工施設となっております。

なお、整備費は、建設費が6億円程度、また15年間の運営費5億円程度、用地費は別途というようなことでございます。

特徴は、道の駅を活用した障害者のためのまち・ひと・しごとの創生でございます。具体的には3つの案がありまして、一体型PFI手法やら、地域開放型PFI手法や基金併用型PFI手法などがございましたが、結果的には基金併用型PFI手法がこの中では最もいいのではないかというような結論と調査の中ではなっております。以上で終わらせていただきます。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 3つの手法があるということですが、要は調査結果としては、PFIを導入してまでやる必要がないというふうには私は解釈をしておるわけですが、

も、市長さんの考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直なところを申しまして、かなりハードルは高いです、まだ。その中で、なおかつ社会福祉協議会さん、そして地元の住民の方、それから地元の地権者の方、なおかつ地元からの企業、こういったところからの御賛助なんかもいただかないと、なかなかここまでのハードルを越えられるかどうかはちょっと疑問でございますが、まずは今現在、社会福祉協議会さんがどのようにこの事業を考えていかれるのか、まずは社会福祉協議会さんとすり合わせを今後行ってみたいと思っております。そんな状況でございます。

〔8 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8 番（松野藤四郎君） これはある団体、知的とか精神障害者の団体から出てきた案件でございますけれども、市街化調整区域にそういった複合的施設をつくるということで、P F I 可能性調査をして、結果的にはそこに参入してくる民間業者がないだろうというふうな答えだというふうに思います。

福祉部長、最後しっかり答えを言っていませんけれども、多分そうではないかというふうに思いますので、これは今の瑞穂市の財政等を含めた中でいきますと非常に大きなお金が要ということでございますから、今、障害福祉計画の第4期を多分作成されておるとは思いますけれども、そこには多分何も載っていないような感じを受けておりますけれども、そういったいろんな関係のところを含めてこれは議論をしていただきたいと。

今までやってきたことをやはり自治体が協力しながら民間が主体でやってきておるわけですが、廃止とか解散とか、こういう事例もございますので、そこはよく検討をしていただきたいというふうに思いますが、市長、再度ひとつ御回答をお願いします。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 先ほども申しましたとおり、社会福祉協議会の、またさらにその中の部会のほうから、当初、特区を申請してできないかという御議論から始まったこととしますので、再度また社会福祉協議会とじっくりと話し合ってみたいと思っておりますので、それが協議ということになろうかなと思っております。そのように御解釈くださいませ。

〔8 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8 番（松野藤四郎君） 今、社会福祉協議会から出てきた、これはどこかの団体から出てきたんですよね。社会福祉協議会から出てきたんですか、これは。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 社会福祉協議会のある方から、こういったことができるんじゃないかと

ということで、そういった御提案があったからそもそも始まったわけなんですけど、ですから、もう一度そういったところを精査し直しまして協議をしていきたいと思っております。

それと、先ほども申しましたとおり非常にハードルの高い回答が来ておりますので、今後そのハードルの高さ、再認識することになるかもしれませんが、いずれにしても、いま一度しっかりと協議をしてみたいと思っておりますので、そのように御解釈くださいませ。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8 番（松野藤四郎君） これは非常にお金をたくさん出して、民間の資金を活用しながらやる事業ですけども、ハードルが非常に高い、これは市長さんも認めてみえます。これは調査結果からだというふうに思いますけれども、今後これを協議していくという考え方で進めていくならば、よりよく慎重な審議をお願いしたいというふうに思っております。

以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小川勝範君） 以上で松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

なお、再開は3時10分から再開をいたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時07分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

13番 若井千尋君の発言を許可します。

若井君。

○13 番（若井千尋君） 議席番号13番、公明党の若井でございます。

小川議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。傍聴の方には本当に最後までお疲れさまでございます。2日目の最後でございますので、要点を絞って質問させていただきます。

1番目、2番目の質問は、今年の議会で質問させていただきました当市の事業継続計画の作成についてと、タイムラインの導入のお考えを聞きました。双方とも早急に進めたい、また検討するという答弁を伺っておりますので、その後の現在の進捗状況を伺います。また、後ほどこの2点に関してはどういうものを補足説明させていただきます。

関連して、ハザードマップについて。

さらに、今月より道路改正法に伴い、危険なルール違反を繰り返すと自転車運転者講習を受講することが義務化されました。この法改正は対象を14歳以上としております。さらに対象外の自転車運転手のマナー向上について、教育委員会に伺います。

最後に、市長の所信表明より、瑞穂市の新しいリーダーのお考えを伺ってまいりたいと思ひ

ます。

以下は質問席より質問させていただきます。

最初の質問は、今お話ししました昨年の第1回定例市議会で質問しました当市の事業継続計画、これは業務継続計画とも書いてありますので、ここ、ちょっと行ったり来たりするかもしれませんが御了承ください。この事業継続計画について進捗状況を伺いますが、先に、事業継続計画とは何かということを確認させていただきたいと思います。難しく言っても仕方ないと思いますけれども、簡略的に言いますと、大規模な地震災害等発生時に適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。物すごく簡単に言いましたけど、こういうもので以前質問をさせていただいております。現在の進捗状況を伺います。

○議長（小川勝範君） 総務部長 早瀬俊一君。

○総務部長（早瀬俊一君） 現在の状況でございますけれども、平成26年度の第1回の定例議会で御質問いただいておりました当時も、電算業務につきましては既に策定済みでございました。それ以後、下水道に関しましても策定済みとなっておりますが、まだ全庁的には全てを計画書に盛り込んだという状況にはなっておりません。今現在はそれぞれが研修会に参加をしているという状況でございます。

ただ、災害時の場合の防災警戒態勢、並びに避難所の開設体制というものはすぐこしらえまして、昨年はそれぞれの開設所ですね、小・中学校の避難所の開設ができるようにということで訓練をさせていただきましたし、体制を一応つくってございますので、本当の万が一の万が一にはすぐ動ける状況ではございますけれども、本当に大きな災害になったときに何を優先すべきかということについては、できる限り早くその計画書を作成していきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） 今、早瀬部長からお話しありました事業継続計画、俗に言うBCPというものでございますけれども、これが先般、手元にきょうは忘れましたが、今、早瀬部長の手元にありますピンクの防災ハンドブックです。それとまた地域防災計画、大きな書類が束になったものをいただきましたが、これはあくまでも計画でございます。今、本当の災害時には対処がしっかりできるというふうに早瀬部長はおっしゃいましたけど、昨年から私が伺っておるのは、要するに当然そのことなんでございます。これは事業継続計画（BCP）と従来の防災計画の違いというのが明確になっておるわけでございますけど、事業継続計画の特徴は、災害に際して重要な事業が存続できるよう取り組むことであると。計画はあくまでも計画でございます。当然、立派なものをどんどんつくっていただいても、やはり有事のときに効力を発揮しないような、言ってみれば、本当にきつい言い方をすれば絵に描いた餅ではないかな

というふうに思いますし、そういう意味ではこの事業計画、ネットなんかで調べますと、自治体は災害時の司令塔。司令塔なくして住民の生命は守れない。想定外の言いわけは通用しない。どんな状況になっても災害直後74時間以内の救命・救助の体制を確保する決意が必要であると。事業継続計画は住民のために策定するものであり、住民に対する事業継続計画の証明、住民との契約である。これ、言葉だけで言うとすごくきついですけれども、これは当市としてもちろんと取り組んでいただいておりますし、やはり早ければ早いほどいいわけでございます。

今、御紹介したこのBCPなんですけど、私ども瑞穂市は東京の瑞穂町と防災提携を結んでおります。ネットなんかで瑞穂町の業務継続計画（BCP）地震編というのを見るともったくさん出てくるんですけど、ここに出てくることは、災害直後、特に総務課の職員さんは1時間以内に何かをちょっとすとか、ほとんど時間によって計画がなされております。このことも早瀬部長と話をしたときに、これといえども完璧ではない。もちろん、例えば議会との連携を3時間以内にすとか、本当に事細かく書いてあるわけでございますけれども、一昨年でしたか、この瑞穂町さんと防災協定を結んだ。全国でこの「瑞穂」という名前を名乗るのは東京の瑞穂町と私どもの瑞穂市だというふうに伺っております。いずれにしても参考にすとかしないとかということではなくて、防災協定を結んでいるのであれば、やはり私どももこのような今言った有事の際に本当に実として動き出すことができるような、単なる計画ではなくて、この事業計画というものをというふうに考えておるわけですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今言われましたように、防災計画の中では時間をどうこうということではなくして、どういう体制をとるということで、今年度も防災計画を見直しまして、皆様方にお知らせしたところでございますが、本当の有事の際にどの仕事を優先し、どのことをどのようにするかということは、きちっとタイムスケジュールでつくっていかないとそのように動かないというのがございまして、それがBCPというものでございますので、今御質問にありましたように、各課でまたよく協議をして、早急につくり上げる方向で進めていきたいと思っております。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） それでは、冒頭でお話ししました昨年から聞いておることでございます。また、そんなに簡単にできるものではないというふうにも思っておりますので、できないならできない理由があろうかと思っております。その辺のこともしっかりと伺いながら進めていただきたいというふうに思います。

同じような意味合いで捉えられるようなものでございますけれども、これは昨年の9月議会で質問させていただきました。災害時、特に台風の被害など、事前にその災害を察知して、災害行動計画、タイムラインというふうに言いますが、この導入をやはり早急に、時間軸を中心にした考え方でございますけれども、このタイムラインというものは、これもざっくりどういふものかと言いますと、このタイムラインとは、事前にある程度被害の発生が見通せるリスクについて、被害の発生を前提に時間軸に沿った防災行動を策定しておくことである。こういうようなものでございます。これも同じようなものでございますけど、先ほどお話しした防災ハンドブック、また地域防災計画に一応目を通したんですけど、そういったものの類いがあるのかないかちょっとわからないんですけど、これも今現在どのように進んでおるかを伺います。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 前回の御質問でいただいたタイムラインの有効性と必要性につきましては、今言われたとおりでございます。それ以後ですけれども、県の防災課のほうで標準的なタイムラインという試行版が作成されております。また一方で、避難勧告等の判断伝達マニュアル等も随分改正があるということでございますので、そのタイムラインと、それから判断マニュアル等を含めて、今、改正に入っておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

また、私どもの防災ハンドブックにつきましては、災害が起こった場合にはこういう手順でするんだよという内部的な資料は持っておりますので、台風等がございましたら防災無線でお知らせするなり、避難準備、避難勧告ができるような体制は整っております。何とかまた皆さんの御理解を得て、万が一に備えたいと思っております。よろしく申し上げます。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） このタイムラインも、当然今、早瀬部長も重々わかっておっていただくとは思っております。これは事前に、いつ、誰が、何をというようなことを厳密に時系列で定めておくことによって、どんなメリットがあるかというふうに考えますと、1つは先を見越した対応ができる。2点目は確認漏れを防ぐことができる。3点目は関係組織間の対応のばらつきを防ぐことができる。

これは、先ほど午前中に清水議員もお話しされておりました瑞穂市の特徴というか、内水の氾濫。ですから、BCPもそうなんですけど、このタイムラインを考えることによって、やはり瑞穂市というのは洪水、水の災害に非常に弱いというか、欠点を持っているというふうに私は理解しておるわけでございますけれども、先ほど渡辺調整監が1時間に50ミリの雨を想定しておるといふような話をされましたけど、最近、ゲリラ豪雨なんかは1時間に100ミリとかい

んですね。そういったものの、非常にゲリラ豪雨が頻繁に全国、ある意味どこで発生してもおかしくないような報道を聞くわけでございます。ことしもたくさん雨が降っておるわけでございますけれども、そういった部分で当市がハード面でもソフト面でもしっかりと備えておかなければいけないのが、このゲリラ豪雨等による内水の氾濫だというふうに思っております。

今お話ししました全国各地でいつどこで起きてもおかしくないぐらいの異常気象が続いているというふうに思うわけでございますけれども、さっき言いましたこのメリットですね。タイムラインを組むことによって、もちろん今、この前の防災計画なんかでも堤防の水位のことが事細かく書いてありました。なかなかあれを目にして頭の中に入れておくことは、正直言って私には能力がないので難しいかと思えますけど、逆にこのタイムラインというものがしっかりとある程度一般の方もわかっていて、その上で、先ほど言った、職員の方は市民の命を守る義務があるといった観点から考えますと、今3点申し上げたようなことが非常にメリットがあるというふうに考えますけれども、この辺のことをもう一度踏まえて、総務部長に進捗状況というか、お考えを伺います。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 災害時においては警戒本部を立ち上げるということになっております。金曜日につきましても、注意報ではございましたけれども、状況がちょっとおかしいということで、総務部と都市整備部とで連携をとりながら、体制を整える準備を進めておりました。今言われるように、万が一の場合もできる限り情報をきちんとお知らせして、早目に早目に対応できるように進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） 瑞穂市の第2次総合計画の策定状況についてということで、市民の方の提案というか、アンケートをいただいた部分で見せていただきますと、市民検討会議各グループの提案というところで、課題の中に防災について。この中に提案として、防災についての専門課を設置し、市と市民の連携を強化するというような御意見をいただいておりますというふうにアンケートをいただいておりますけれども、やはりできない理由があるのかなど。また時間的なこと、マンパワーというか人的なこともあるというのであれば、この新しい防災に関して課を設置するという意見を提案いただいておりますけど、その辺についてお考えを伺います。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 組織の見直しになりますと、私ども総務部だけでというわけにはいきませんので、全体を見渡す必要があるかと思っております。また、先ほど御案内にありましたアンケートの中にそういう意見があったということで、私どもも大体岐阜県内の4万人か

ら7万人ぐらいの規模の市町村の状況を調べさせていただきました。おおむね6市の状況を調べてみますと、私どもみたいな市もありますけれども、6つのうち4つについては確かに防災安全課とか防災情報課、防災交通課ということで、「防災」という名前をつけておりまして危機管理ということでございます。多分、岐阜市とか大きいところになりますと本当に防災担当課ということでそれだけですけれども、ほとんどが交通安全、防犯、交通を持っておるということでございます。

私どもの総務部は、防災班と、それから自治会等を担当する総務の庶務班でございますけれども、大きく2つに分かれておるわけでございますけれども、この案をつくるときにはいつも担当者からつくらせます。いろんな意見を聞いておりますと、何で人をふやしてもらって、きちんと課をつくることについてみんな賛成せんのやということになりますと、思った以上にそれぞれの市町村の配置の人員が少ないと。自分の課の配置の人数が少ないということになると、災害のときには全部責任が来て、お手伝いをしてもらおうと思うと、今よく言われている連携をとらないかんと。その連携がなかなか難しいのではないのかなあということをおっしゃるけれども、そんなことを言っておってもいかんですので、責任所在をはっきりするという事は非常に大事なことです。

一方、市町村の規模にもよりますので、人員をそれなりに配置ができないとなれば、横との連携ということもあります。きのう、きょうと主な状況の中に、キーワードとして「連携」という言葉が出てくるかと思えます。いじめについても、防災についても、空き家についても、それから福祉活動についても、いろんなことで連携が必要だと思えますので、確かに私ども5万3,000人のまちでございますので、このまちでそれぞれの部に政策課をつくることなんかとてもできることではありませんので、いかに連携をするかということでございますが、その中にも責任体制というのはしっかりとっていく必要があろうかと思えますので、また総務部だけでなく、こうした事業も含めて全体的に組織についてはしっかりと見直していかないと、職員の中には、人数が少ない少ないとおっしゃるけれども、決して少ないわけではないかどうかもきちんと皆さんにお示しをする必要があるだろうと思えますので、本当に少ないのか、多いのか。確かに市町村へは仕事はかなりおりてきておりますので、そうした点では職員が欲しいというのもわかりますし、他の市町が今庁舎を、ちょっと早いんではないかと私は思っておるんですけど、庁舎を建て直すというのは、みんな私どもと同じぐらいの庁舎でございますけど、業務が非常にふえておるので狭くなっておると。ですので、できたら建て直したいということでもどこの市町村も進めておるんだらうと思えますが、建て直すにはちょっと早いだろうというふうに私どもも考えておるわけでございますので、全体的によく精査をする必要があろうかなというふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） 今、総務部長がおっしゃったように、本当にきのうもきょうも各議員からの質問の中に行政の連携というのは本当にたくさん出ておったと思いますし、質問があったと思います。私もそのことを思うわけでございます。このBCPとかタイムラインというのは行政に限ったことではないわけですし、要はどんな組織でも縦の関係ばかりを重視して、横の連携の大切さが欠落していることが想定外ということを生むのではないかなというふうに思うわけでございます。

これは私もちょっと自分の頭の中での部分ですし、ちょっと議員さんから話した部分だけで違っておるかかわからないですけど、今回の一般会計の補正予算の中で、消防費の中の防災費、工事請負費に150万というのがありましたけど、これは総括のときにどなたか質問されておりましたけれども、この件なんかは、要するに防災無線の塔を建てた後に開発が始まって、それが邪魔になったから撤去するのに150万かかったような話やったと思うんですけど、本当に総務部と都市整備部の横の連携がしっかりとれておれば、こんなことは未然に防げるのではないかなというふうに思うわけですけど、その辺はどんなお考えでしょうか。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） この件につきましては、私どものほうがやはり自治会長さんを頼りにして地域の皆さんの意向を進めておったということで、自治会長さんとは調整ができておったわけですが、近所の地権者等との調整が十分でなかったということで、都市整備というよりは、私どもの仕事の仕方を見直していく必要があるかというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） そういうことであれば、私がそう考えなければいいかなというふうに思うわけでございますけど、私も去年からこの予算の見える化、市民の方に対して見える化というのを提案してきた一人でございますし、ことし本当にこういった形でわかりやすく予算をつくっていただきました。私の知り合いの方も非常にわかりやすくなってということで好評を得ておりますけれども、同じような形でネットなんかを見ると、やはり水害の備えの見える化とか、「見える化」という言葉が非常に出てくるような気がします。要するにわかりやすい。当然わかりやすければ、有事の際の行動も早いのではないかなというようなことも思うわけでございますけれども、やはりこの見える化ということに対して、今お話ししました縦横、行政の方が本当に縦横無尽にリーダーシップを発揮していただいて、市民のより安全・安心のためにさらなるレベルアップをしていただきたい。先ほどお話ししました、市民へのこれも契約だというふうに思うわけでございますので、今、BCPとタイムラインの話をしましたけれども、

何度もお話ししますが、なるべく早く作成していただいて、より安心な状況に持って行っていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

関連したような質問でございますけど、ハザードマップについて伺います。

今回配付されたこの市民防災ハンドブック、先ほど総務部長おっしゃいました、議員と各自治会長さんに配付されておるといふ、そのピンクの部分はそれでいいですね。そういったもので配付されております。この中に、24年度に改正版になった瑞穂市のハザードマップが入っておりますけれども、やはり私いつもこのハザードマップ、これはこれで立派な部分でいろんなことが網羅されておるといふんですけれども、やはりいつも言いますけど、ぱんと開いたときに、片方には地図があつて、地図といふか市の全体があつて、その裏にいろんな対応しなければいけないことが書いてあるんですけど、有事の際にこれを使うといふのは非常に困難かと思ひます。どこかに張っておいたら、裏はまるっきり使えんのではないかなといふふうに思ひまして、これも以前、こういう防災の関係の勉強をしているときに、名前出していいのかな、これは羽島市なんですけど、竹鼻南というところのコミセンでこれくらいの地域のハザードマップをいただいたことがあります。これは自分が住んでいるところを基本にしてハザードマップがあるわけでございますけれども、瑞穂市のこの大きなハザードマップ、こういうふうに折るとA4版やと思ひますけれども、これがやはりもう少し地域のことに密着したものを網羅して、A3ぐらいの大ききで、よく早瀬部長がおっしゃるこれからの自治会、また地域のつながり、例えば今お話ありました避難所の開設にしても、小学校等が避難所になるといふふうに当然訓練もされておるわけでございます。であるならば、小学校区単位のハザードマップがあつてもいいのではないかなと思ひますけど、そのようなお考えをお聞きします。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） ここで少しハザードマップと防災マップについて整理をしたいと思ひます。

私どもが皆さんにお知らせしてあるのは、洪水ハザードマップ、それから地震ハザードマップといふことで、いろんな外的な要因に基づいてどんな災害が起こることが予想されるよといふものが書いてあるのがハザードマップでございます。それで今、若井議員が言われたのは、どちらかといふと防災マップに近い状況でございます、多分、各校区ごとでどのようところにどんな避難所があつて、そしてどんなような経路でどのように避難したらいいかとか、それぞれの地域がどのように避難したらいいかといふことが書いてあることだろうと思ひます。

今のハザードマップと防災マップの境がだんだん、なくなつてきておまして、そのあたりが十分認識ができていない部分もあろうかと思ひますが、あくまで私どもがつくっておるのはハザードマップでございますし、このハザードマップを利用しまして、危険箇所とか避難所、

避難ルートなど、さまざまな地域の要因を書き込んだものが防災マップということです。

今言われるように、これらについてはやはり小学校区別ぐらいにきちんと作成するということが必要だと思っておりますので、基本的なことと言えば、小学校区のみをまずしっかりつくる。それで小学校区の中で、DIGというんですけれども、どんな災害が起こるんやと、この地域はどういう状況だということをきちんと話し合った中で、ある程度もちろんルールを決めておいて、そうした防災マップを各校区ごとに作成するというのは基本だろうと思っておりますので、理論ばかり言っておってもいけませんので、それらについても今後どのようにしたいかということは今検討しております。

実を言いますと、ハザードマップにつきましても国とか県がデータを入れかえるということで、先般もあつたんですが、昨日の研修会では、国が新しいデータを入れるのにこれからまだ2年ぐらい、それから県のほうが5年ぐらいかかるというような話でございますので、これを待っておってはなかなか最新のデータができませんので、今後、今の防災マップも含めて一度地域の皆さんと話し合っ、そういうものができないかなあということの調整をちょっと進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） 今、ハザードマップと防災マップの違いが実は私もよくわからないような状況になっておるわけでございます。早瀬部長がおっしゃるように、例えばハザードマップは市としてこれだけのものをつくっていただいております。それを基本にしな、各小学校区別ぐらいで地域がもっとまとまって、いろんな連携が、自治会さんが連絡とれるようになったりなんかする中において、今お話を伺っておると、各校区別で勝手につくるといったら変ですけども、それは市のほうからやっぱり御指導なんかをしていただけるようなお考えがあつてのことでしょうか。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 当然防災マップの基本的なもの、ベース、それから何と何と何を入れるということを決めておいて、その中で皆さんで話し合ってもらったものをまた入れていくということですので、作成するのであれば、当然市のほうでベースをきちんとつくって、各校区ごとで話し合ってもらった状況に基づいて作成をするということが必要かなと思っております。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） 私、先週の土曜日、前もお話ししましたが、議員にさせていただく前、8年ほど前ですけども、防災士という資格を取得しまして、防災に関しては自分なりに

勉強をしてきたんですけれども、知識が、知識といっても詰め込み型でしたから、やはり年々のように忘れてしまう。さらに、やっぱり地域でそのことが発揮できないようなものであれば全く意味がないような資格でございますけれども、第9回を迎える岐阜県の防災士の支部会に参加してきましたけど、知識のある方の集まりなんですけど、全くと言っていいほど遅々として進んでいない。

そんな中で瑞穂市も、以前質問させていただきまして、防災士という資格をいろんな方が取得していただいて、災害というものに対して、それを防ぐようないろんな知識を持った方が地域にたくさんおられれば、今お話をされたような校區別で、瑞穂市でどれぐらいおられるのかわからないですけれども、以前私も地域の防災士の方に、やっぱり瑞穂市としてもそういう組織をつくることは大事なことはないかなというふうに御提案させていただきまして、思っておるわけでございますけど、やっぱり現実、今防災マップをつくることに関してもなかなか、自治会さんでは地元でつくられたこと、要するに消火栓がどこにあるとか、ホースがどこにあるかというようなものを網羅されたような全く手づくりのものでございましたけど、自治会さんによってはそうやって真剣に地域の災害、災害といってもいろいろありますから、取り組んでおられるところもたくさんあるかと思えますけど、今、部長がおっしゃったようなそういう専門の知識の、より専門の知識のある方がどれぐらいおられるかというようなことも、防災会議でどのような話をされておるかわからないですけれども、やはり一度そういう知識のある方なんかもどれぐらいおられるかも掌握していただいて、何らかの会合を持たれるといいのかなというふうに思います。

1点だけ、そういうことに関してちょっと確認ですけれども、各地域によって避難所への経路みたいなもの、これはちょっと正直言って質問をしましたけど、終点はわかるんですけれども、どこを起点にしていいのかわからないですけど、避難所に関しては、確認ですけど、市内全部に表示はされておるものなのかを確認します。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今、避難所につきましては、一応ここが避難所ですよということで看板は整備がしてございます。多分、今言われるのは、今度はそこへ行く経路とか何かをきちんと表示したらということだろうと思います。

国等では、高潮などが心配される地域とか、土砂災害などが心配される地域には、言葉としては「まるごとまちごとハザードマップ」というものが多分当たるんだろうと思いますけれども、そんな感じでそれぞれの校区、地区の中で、万が一の場合はどっちへ逃げたほうがいいよということなどが表示してあると。どこまで水が来るよということまで表示してあるということだろうと思います。

これらについても、瑞穂市の場合は平たん地でございますので、最低限は避難所がどこにあ

るかということがきちんとわかってこればよろしいかと思ひますし、最小限の看板というのはまた必要かと思ひておりますので、そうした防災マップをつくつた中で、またそんなことも各校区それぞれルールを決めがてら進めるのがいいのかなあと思ひております。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） この災害等に関することはいつも確認をさせていただいておることでございますけど、私ももっともっといろんなことが提案できるように勉強して、次に臨みたいというふうに思ひます。

次の質問に移ります。

今月の1日より、改正道路交通法の施行に伴ひ、自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと自転車運転者講習を受講するということが義務化されました。自転車運転者講習の受講義務の対象となる危険行為は全部で14項目あります。14ありますけれども、例えば信号無視であるとか、通行禁止道路の通行であるとか、通行者用道路の歩行者妨害とか、一時停止とかいろんなことがあるわけでございますけど、これは報道等でたくさん出ておりました。よく今、音楽を聞きながら運転されておったりとか、本当に周りの危険がわからないようなことも全部含まれておるといふふうに思ひますけれども、当然、当市も中学校の子が自転車通学をしておられます。この部分におきまして、自転車の運転のマナーというものは非常に気になるところでございますけれども、学校での自転車の講習についての現状を伺いたいと思ひますし、それと同じように3校、中学校がございまして、同じようなレベルで講習がなされておるのかどうかをお聞きします。

○議長（小川勝範君） 教育次長 高田敏朗君。

○教育次長（高田敏朗君） 自転車通学の生徒の自転車講習の現状についてお答えをいたします。

自転車運転に関する指導として、次の3点の指導を行つております。1点目は、交通安全教室の実施、2点目は、自転車安全運転チェックシートの活用、3点目は、自転車点検の実施です。

1点目の交通安全教室の実施については、昨年度、市内3中学校のうち2校が実施しました。正しい自転車運転の仕方について学ぶために、自転車通学生徒を含む全校生徒を対象に北方警察署の指導のもと、年度当初に実施しています。内容は、自転車安全運転を含む交通法規についてという内容です。

2点目の自転車安全運転チェックシートは全中学校で活用しております。チェックシートを使って、自転車の安全な運転の仕方や自転車の整備状況などについて点検を行いました。また、家庭と連携して保護者による点検を行つている学校もあります。

3点目の自転車点検については全中学校とも実施しています。点検により自転車に不備が見つかった場合は、自転車事故の防止に努めるため再点検の機会を設けるなど、自転車の整備の

徹底を図っております。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） 3校とも同じようなレベルかどうかということを知ることが難しいかなというふうに思いますけれども、やはり1年に一遍だけのことで、中学校の子が、今は中学校の子の話ですけれども、非常にやはりマナーが、これは日によっても違うと思うんですけれども、縦列走行とか、ちょっと言葉を知らんでいかんですけど、そういうものを見るわけでございます。この改正法で少し私自身が理解しがたいのは、14歳以上が対象になっているというところなんです。なぜかといいますと、中学校1年生の子は当然13歳でございますから、対象外になるのか。生徒さんですから、学校の指導のもとにおいて警察がどうこうということよりもというふうに思っていたんですけど、14歳以上が対象になるということで、中学校1年の子はどうなのかなというふうに思うと、やはり学校での教育というのは非常に大事になってくるのではないかなというふうに考えるわけでございます。ですから、今、高田次長からお話がありましたけど、講習は当然やっていただいておりますが、さらにこの6月1日から、今月の1日からこの法改正があったことによって今までと一緒でいいのかということが、先ほどの地域防災計画はできていますけれども、どうなのかと。ですから、講習はやってはいますけどどうなのかということが、もう一步さらに突っ込んでいただいて御指導いただくなり、危険性を話し合ってくださいが大事なのではないかなというふうに伺います。今、この後に、北方署との連携はどうですかと聞こうと思いましたが、当然それもやっておられるということでございましたので飛びますけれども、今言った14歳以上の子がたまたま、それはそれだけ自転車というものが非常に、車対自転車であれば当然自転車の方が被害が多いし、車のほうが当然加害者的な事故があった場合ですけど、感じられるわけでございますけれども、またこれは後で話ししますけれども、今度は小学校のほうですね、小学校の子というのは当然通学には使っていないと思いますけれども、学校外での公道で乗っていること、このことというのは学校のほうで何か指導というのはされておるかどうか、伺います。

○議長（小川勝範君） 高田次長。

○教育次長（高田敏朗君） 小学校での自転車運転マナーの教育は、行事と日常の両面から指導しております。行事では全小学校で交通安全教室を実施しておりますし、交通事故防止のために毎年4月、5月の年度初めに各学校ごとに創意工夫ある取り組みがされています。

例えば自転車を使っただけの運転指導や自転車運転のシミュレーションを使った疑似体験学習、それから自転車運転に関するDVDの視聴などです。日常的な指導としては、全校放送や全校集会などの機会に指導したり、学校便りの記事に取り上げたりして、繰り返し指導を行っております。また、自転車点検についても、4月から6月にPTA、校外生活委員さんが中心にな

って地域ごとに点検を実施している状況です。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） 私のことであれなんですけど、私、岐阜県は加茂郡の東白川村というところの出身でございます。今、岐阜県で村が2つしかないんですけど、世界遺産の白川村と、お茶とツチノコが出るという東白川というところですけど、ことし55歳になりましたけど、小学校5年生までは公道で乗ってはいけませんという規則があったんです。学校まで私は近いほうやったんですけど、小学校5年生までは自転車を引っ張って学校まで行って自転車に乗っていた。50年近く、半世紀近く前のことでございますから、当然ほとんど地域は山村というか、ほとんど山ばかりで、清流白川の流れて沿って県道が1本あるというようなところでございますけど、それでもやはり今言った、5年生にならなければ公道で乗ってはいけなかったものですから、自転車を引っ張って学校で乗った覚えがありますけれども、5年生になったときに公道を初めて乗ったときの爽快感というのが何か今でもうっすら覚えておるような気がします。

岐阜に来て初めて、高校は岐阜の高校に進学したんですけども、正直言って驚いたのは、本当に小さい子、低学年の子が公道を我が物顔でばんばん走っておる姿を見て驚いたんですね。本当に怖いというか危険だなということを感じて。それから社会人になって車を運転するようになって、今でもですけども、やはり小学校の低学年の子が特に夕暮れどきというか、自転車で走ってくる姿を見るとき、急に飛び出してきたりなんかすることがあったりすると、やはりひやっとする経験がある方は私だけではないというふうに思うんです。

今回は悪質な自転車の安全マナーが義務づけられたということでございますから、ちょっと話はてれこになりますけど、車を運転していて、小学校の子がもし飛び出してきたような事故があった場合は当然小学校の子が被害者になってしまう。だけど、今回のテーマは反対に自転車運転のことでございます。皆さんも御承知かもしれませんが、平成20年の9月22日、ネットで見ますと午後6時50分ごろ、神戸で起こった事故でございますけど、当時小学校5年生の子がマウンテンバイクに乗っていて、歩行者の方とぶつかった。この歩行者の方は当時67歳で、いまだに被害に遭った方は寝たきりのような状態になっておられて、この小学生のお母さんが今現在40歳なんですけど、裁判になって9,500万という高額な賠償金が命じられたということが事件としてあったわけでございます。

ですから、何が言いたいかといいますと、本当に小学校の子に限らないんです。自転車を運転している人はやはり被害者にもなりますけど、加害者にもなるということが当然あるわけですし、少し前には小学校2年生ぐらいの女の子が公道で自転車に乗っていて、バックしてきた車にひかれたというような事件も耳にしたような気がします。

こんなことは一遍に無理かもしれないですけど、本当に私このまちに住んでいて、小学校の子が自転車に乗っている姿を非常に怖いと思ひまして、昨年まで同級生が田舎の中学校の校長先生をやっておりましたので、今でもそんなふうなのと聞いたんですけども、今は規則的にはないんですけども、隣のまちのある小学校の子が、中学校でしたかね、やはり自転車の事故があって、田舎ですけども、自転車に乗っていらっしゃる大人でも子供でも、車が後ろから来ると一旦おりて、その車におじぎをするというような慣例があるそうでございます。このまちでもそうですけれども、集団下校されておる児童さんとかが、車が先に児童さんを導いてあげると、立ちどまっておじぎをされるような姿が見受けられるわけでございますし、これは歩行者さんの場合でございますけれども、この自転車のことに関して、非常にやはり一度では無理かもしれませんが、本当なら、私のもう50年も前の田舎の話で、小学校の子が公道をなるべく乗らないような指導というのをさせていただきたいなというふうに思います。突発的な考えですけど、そのような考え方についてどのように思われますか。

○議長（小川勝範君） 高田次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今、子供たち、学校から離れて地域へ戻ったときは地域の中で生活しております。それで、親御さんが常にそばにいればいいですけども、そういう状態でもない。そうなるとうちの中で過ごすことが多くなるというような状態が今多いと思います。また、外で遊べる子はまだいいほうで、家の中で閉じこもって生活をしているという状態のほうがまだ危険ではないかということをおもっております。外で生活するということに、その自転車ですね。今は当然子供たちはヘルメットをかぶって、事故が起こったときでも身を守るための方法しておりますし、それから先ほど議員が言われたように、自転車利用者というのは交通事故の被害者になるイメージも強いんですが、特に最近子供が自転車事故の加害者となるケースがふえてきているということで、今議員も言われたように数千万円の賠償を求められる、そういう事例もあるということで、そういうことが起こったときのためにということで、万が一事故を起こしたときのために、PTAを通じて自転車保険等の加入促進もしております。そういう中で地域で見守っていただけるなら、そうしたことも必要ではないかということをおもっております。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） 今、教育次長おっしゃいました。先ほども市長が自分の所信表明の中でお話しされました。繰り返しますけれども、子育ては親だけが担うものではありません。また、子供は家庭の中で育つものでもありません。学校や地域の皆さんに見守られ、支えられて育ちます。子育てはこれからの日本を、瑞穂市を支える人材を育てるものであり、子供は地域社会のかかわりの中から社会性、生活習慣、生活能力、人への信頼、善悪の判断などの基礎を

培います。ですから、本当に今、市長が何回か、今回この所信表明の中で確認されておることだと思いますけど、例えば地域ももっともこのまちも成熟していく中において、今確認しましたけど、被害者にもさせてはいけませんし、加害者にもさせてはいけない。この一点で、地域もそうなんですけど、やはり子供たちもしっかりと自覚を持って、危険なことなんだということを考えていただけるような方針というか、そのようなこともやはり考えていただきたいなというふうに思います。

また後で、最後に市長にこの辺のことを聞きたいと思いますけれども、もう一度、中学校の自転車のマナーに戻りたいと思います。この前、テレビで報道しておりましたけれども、愛知県の豊川工業高校というところが、ここは高校でございますけれども、生徒さんの80%が自転車通学だということでありました。1年生の入学時期に自転車の運転実施と試験を行い、その結果で運転免許を発行しているそうでございます。

今の市長の所信表明の中にありましたように、最初にいいマナーをしっかり身につければ、やっぱり大人になってもそのことというのは守られていくのではないかなというふうに思うわけでございますけど、1年に一遍、今中学校でマナー講習をやっておられるということは聞きましたけど、自転車通学の子は3年間自転車通学をされるというふうに思いますけれども、お金のかかるようなことっておるわけではないんですけど、しっかり自転車というものが、これは乗り物でございますから、やはり運転の免許を持っておるといような自覚をしていただくような思いで、中学校の自転車通学の子に運転免許なんかを発行したらどうかなというふうに思いますけど、その辺のお考えを伺います。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの議員のお考えですけれども、中学生一人一人の自転車運転に係る基本マナーの定着と向上を図るため、自転車運転に関する許可制度は重要であると考えております。現在、警察署の指導員を講師とした自転車運転講習会等受講後に生徒に受講証明書を発行する許可制は現在検討しております。

〔13番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） 検討をしていただきたい、また進めていただきたいというふうに思います。

最後に、棚橋市長に伺います。

今回は一般質問に初めて答弁をしておられますけど、たくさん皆さんから同じようなことを聞かれたと思います。今お話をしました観点を踏まえて、市長は、住みやすいまちとして選ばれるまち瑞穂を掲げられておりますし、そのことに対して今私がお聞きしました子育てということに関して、最後に市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 住みやすいまち、そして選ばれるまち瑞穂について、御質問に御回答させていただきます。

私がこのようにことを思いましたのは、やはり多治見市、例えばそれから可児市も大きな大きな編成の中で消滅可能もあるんじゃないかということと言われるようなことになってきて、多治見の市長さん、そしてまた可児の市長さんとお話をしていまして、やっぱり選ばれるまち、それから継続できるまちにせないかんねということで、その中でやはり思いましたのが、瑞穂市の力量、そして瑞穂市の人気。この中でわずか28.19平方キロですね。ですが、財産はいっぱい入っています。朝日大学、そして東海道線の穂積駅、そして国道21号線、それからここ最近言われます岐阜・巣南・大野線、それから本巣縦貫道、さまざまな利便性のすばらしいものがあります。なおかつ、JR東海道の穂積駅、岐阜県内で4番目の乗降客だったと思います。それぐらいのものがあります。

ただし、ぱっと目を目元に落としましたら、今の自転車ではございませんが、子供たちに対する危険性はいっぱいあります。まず道路が狭い。それと同時に非常に速く走る車もある。確におっしゃられるとおり交通マナーはかなり悪いんじゃないかなと思います。ただこのことに対しましても、私は考え方を変えるべきだと思っておるのは、例えば、今、消防車も通れない道がいっぱいあります。救急車は何かという道がありますね。

例えば、せんだっても鹿野部長のほうから、この道路この道路を拡幅したいですという提案がございました。そのときに皆様方も当然、地元のところの赤マークがあるやろかなあとまず見られたと思います。私、鹿野部長にはこの後また部長会議で言いたいんですが、各校区ごとに平均的にやれるようにできへんのかと私は申したいんですが、ただその手前として私が思いますのは、この道路を拡幅するという、これは例えば本巣市さん、それとか例えば東濃のほうのまちと仮にしましょうか。そういったところで、今、東海環状自動車道をもとにして随分次から次へと工業団地を誘致しておられますね。それが私どもでは道路を拡幅することによってかなりそれと変わらないような効果が出てくるんです。それと国道21号線の6車線化もそうです。例えば国道21号線6車線、一番外側は今草むらになっています。これを広げることによって、そこに店舗ができます。そこに工場が来てくれます。本巣市さん、一生懸命、屋井の工業団地をつくられました。やっどこさここで売れました。でも、私たち、国道21号が6車線化していれば、それで既にその草むらの3車線目、一番奥側、外側、買収は済んでいるんです。ここを6車線にできたら多くの商業施設が来てくれます。そして多くの雇用が発生します。多くの税金が入ります。これは本当に工業団地をつくるのと変わりません。

そして今度、先ほど言われました生活道路の拡幅ですね、確かに無駄遣いと思われるような広い道もありました。でもそこからまず子供たちの安全が生まれます。その次何が生まれるか

といたら、例えば本田小学校の北側、あのかいわりを見てください。そしてこの穂積中学校の南側ですね、あのかいわりを見てください。道路が広いからこそ安全に、交通事故も少なくなっております。そこへもってきて、たくさんのおうちができてきています。ということは、それだけ安心・安全に住めるということと、それともうあと1つ、そこへ新しい方々が入居していただいて、また固定資産税という、私たちにとってみたら税の税源を持ってきていただけるんです。これはまた恐らく山の中で工業団地をつくるのと変わらない効果が僕はあると思っております。

そういった意味からも、瑞穂市、まだまだこれから力量を高めていける部分は目の前にあります。大きな大きなものをやるよりも、一つずつ公平に。例えば、本当に今の生活道路のことでありますが、やはり公平にやっていけば、皆さんにもっともっと理解をしてもらえと思えますし、またそこに各校区ごとでバランスをとっているんだということになれば、皆さんもまた瑞穂市に対して居住なさる、または移住される方に、今度はあそこの道路が広がるから、こちらで土地を買われたらどうですかということをもっと勧めることもできると思います。それがまた皆様方がこの瑞穂市のPRマンにもなっていただけたらと思います。そんな意味から、私はこのまちの中を一つずつ、これだけの交通の利便性がある。その上にさらに一つずつまちの力量、そしてまちの人気、これを高めていきたいなと思っております。それが強いて言えば、皆様方の便利、それと同時に、けさ方もお話もありました、ふれあいサロンとかそういったこともございますが、その中で皆様方が、特に高齢の方々がもう一度井戸端会議をしていただける、そのような場所を設けていけば、さらに皆さんが幸せに高齢になっても生きていける、そういった場所が見つかると思えます。女性の方が長生きする、認知症を防ぐためには何がいいかと思ったら、お化粧です。男性の方が認知症を防ぐために何がいいかと思ったら、ネクタイを締めることです。そして双方にいいことは何かと思ったら、会話なんです。やはりそういったことから、そのようなふれあいサロン、そういったものがそれぞれの町にある、それぞれの近所にある。また、公民館、また集会所なんかでも本当にドアがあいているような、そこで井戸端会議ができるような、そんなまちづくり、そういったものをしていきたいと思っております。それが強いて総合的になってくれば、住みやすいまちであり、また選ばれる瑞穂になると思えます。まだまだたくさんたくさんアイデアはあると思えます。そういったことを提案していただけるのが、今回の皆様方の一般質問にありましたように、皆様方からの意見がありますし、12名の今回一般質問をしていただいた方々のその中にそのアイデアがたくさんあったと思えます。そういったことをまた私なりにも考えさせていただきまして、住みやすいまち、そして選ばれるまち瑞穂、これを具体的につくっていきたく思います。どうか力をかしてください。お願いいたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） 最後に熱いお言葉を伺いました。住みやすいまち、選ばれるまち、本当にいい言葉だと思いますし、また自慢できるようなまちにしていきたいというふうに思いながら、私もこれからまた、新市長になられたことでありますし、議会も二元代表制でございますので、今お話ありましたように、しっかりとまたチェックもしながら提案をできるような、そしてよりよいまちにしていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。これで6月の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小川勝範君） 以上で若井千尋君の質問を終わります。

個人質問は終わりました。

以上で、本日予定していました一般質問は全て終了いたしました。

本日は傍聴の方、大変御苦労さんであります。今後も瑞穂市の繁栄のために、ぜひ御協力いただきたいと思います。

本日は以上、これをもって散会をいたします。

散会 午後4時03分

